

県立境川遊水地公園

令和 7 年度事業計画書

「遊水地の自然とスポーツの魅力を活かした交流拠点」
～地域コミュニティの活性化～



指定管理者：神奈川県公園協会・
サカタのタネ グリーンサービスグループ

境川遊水地公園 事業計画書（目次）

1 サービスの向上

(1)「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」	計画書 1	p.1
(2)「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」	計画書 2	p.7
<付帯書類>（別添）委託予定業務一覧表		
(3)「施設の維持管理」	計画書 3	p.8
(4)「利用促進のための取組」	計画書 4	p.21
(5)「自主事業の内容等」	計画書 5	p.29
(6)「利用料金の設定・減免の考え方」	計画書 6	p.30
(7)「利用者対応・サービス向上の取組」	計画書 7	p.31
(8)「日常の事故防止、緊急時の対応」	計画書 8	p.36
(9)「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」	計画書 9	p.42
(10)「災害への対応（事前、発生時）」	計画書 10	p.45
(11)「地域と連携した魅力ある施設づくり」	計画書 11	p.54

2 管理経費の節減等

<付属書類>（別添）収支計画書

3 団体の業務遂行能力

(12)「人的な能力、執行体制」	計画書 12	p.59
(13)「コンプライアンス、社会貢献」	計画書 13	p.67
(14)「事故・不祥事への対応 個人情報保護」	計画書 14	p.76

計画書1「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

ア 応募団体の概要

私たちは、公益財団法人神奈川県公園協会（以下、「グループ代表」という。）とサカタのタネグリーンサービス株式会社（以下、「サカタのタネ」という。）の2者で構成するグループです。

本公園については、平成19年の開園以来、受託管理の時期を含めグループ代表が管理を担っており、確実な水防活動と遊水地機能の確保に取り組むとともに、県民との協働によりビオトープを豊かな自然環境に育て上げるなど、常に本公園とともに歩んできました。次期指定管理期間においては、サカタのタネとJV体制を構築し、専門的な技能や知見を活かしたより魅力的な公園づくりに取り組みます。

▶**公益財団法人神奈川県公園協会**：設立以来40年以上にわたり「みどり・環境の保全創造に関する普及啓発」、「県民の健康・福祉の増進」、「地域社会の健全な発展」に寄与することを目的に、県立都市公園等の管理運営を通して公益性の高い事業を実施してまいりました。県の指定管理者制度導入以降は、県立都市公園や山岳スポーツセンター、ビジターセンターの指定管理者として、民間企業や団体と切磋琢磨し、また、連携も図りながら、指定管理者制度の目的である「利用者サービスの向上」、「効率的・効果的な管理運営」に努めており、県のモニタリングにおいても多くの施設で高い評価をいただいております（平成30年度には「特に優良」の評価を13公園中9公園でいただきました）。

《**主な役割**：トータルマネジメント、維持管理、利用促進、地域連携、防災機能確保等》

▶**サカタのタネグリーンサービス株式会社**：世界的な種苗メーカーとして、花や野菜の品種の育成を通じて「花や緑のある暮らし」に貢献する株式会社サカタのタネの100%子会社で、県内グラウンドの造成整備や芝生管理を実施してまいりました。特に、神奈川県唯一の国際Aマッチ競技場である「横浜国際総合競技場（日産スタジアム）」の天然芝を施工、芝生管理では合計4回（平成13年、22～24年）「Jリーグベストピッチ賞」を受賞しています。

《**主な役割**：多目的グラウンド・少年野球場の芝生管理、花壇への新品種の導入等》

イ 総合的な運営方針、考え方

私たちは、本公園の管理運営を通じて、地域、企業、大学など市民社会との様々なパートナーシップを一層推進し、地域や人々の心を豊かにするとともに、県民共有の財産としての本施設、みどり・生物などの自然環境、伝統文化等をしっかり次世代に引き継いでいきたいと考えています。

そのために、これまで培ってきた地域や団体等との連携や管理実績を活かしつつ、少子高齢化の進展、感染症対策を含む安全・防災面のニーズの高まり、インバウンド等観光振興、交通ネットワークの整備進展など、社会環境の変化に的確に対応していきます。また、「パートナーシップの重要性」や「誰一人取り残さない」などの理念を持つSDGsへのコミットを強めるとともに、「ともに生きる社会かながわ憲章の理念の実現」、「未病の改善による健康寿命の延伸」など県の重点施策を踏まえ「公園の管理運営にあたっての基本的な考え方」に基づき適切に管理運営を行います。

▶公園の管理運営にあたっての基本的な考え方

【安全で快適な利用空間の平等な提供】県立都市公園は神奈川県の高貴な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが平等に、安心快適に利用できる環境を提供します。

【より高い公益性の発揮】これまでの経験を活用するとともに、社会的要請の変化、県の重要施策への対応を念頭に置き、地域や関係団体と協力しながら、地域社会の発展に寄与します。

【効率的・効果的かつ持続可能な管理運営】常にコスト意識を持ち効率的・効果的な管理運営に努めるとともに、施設や関係団体と協力しながら、地域社会の発展に寄与します。

（２）公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

ア 本公園の価値や特性

（ア）公園の概要

▶水害から暮らしを守る遊水地

本公園は、境川の洪水被害を軽減し、県民の暮らしや財産を守るための境川遊水地の上部空間を利用し整備された面積 26.1ha の都市公園です。俣野遊水地、下飯田遊水地、今田遊水地の３つの遊水地によって構成され、洪水時の越流水を一時的に貯留する機能を有しています。

▶県内有数の規模を誇るビオトープ

本公園は、境川の自然豊かな水辺空間と河岸段丘沿いの地域にあり、遊水地の一次池（自然創出ゾーン）は、様々な生き物が生息する広大なビオトープ（全体面積：約 8.8ha）となっています。これらのビオトープは、地域の環境学習体験の場としても利用されています。

▶広い空間で様々なスポーツを通じて楽しく快適に過ごす環境

俣野遊水地、下飯田遊水地の二次池（広場ゾーン）では、広大な敷地を活かして少年野球場や多目的グラウンドなどが整備されており、平常時における地域のスポーツの拠点となっています。テニスコート、多目的グラウンド、少年野球場の運動施設は、年間を通じて土日祝日を中心に利用されています。また、本公園に隣接するサイクリングロード（県道藤沢大和自転車道）を利用するサイクリスト等が立ち寄る休憩所としても利用されています。

▶地域を結ぶオープンスペース

令和元年 7 月に今田遊水地が新規開園し、二次池である草広場、中央広場、芝生広場は誰でも利用できる無料の公園施設として幅広い年齢層に利用されています。今田遊水地の拠点施設である今田管理センターの学習室は、地域コミュニティの場となっています。



洪水発生時の俣野遊水地



水辺のコサギとカルガモ



下飯田遊水地の
テニスコート利用



今田遊水地の芝生広場利用

【参考】周辺地域の高齢化率 出典：H27 国勢調査

(イ) 地域の状況

▶ 地域の高齢化が進行

地域の日常利用が多いことが本公園の特徴ですが、周辺には住宅が多く、地域の高齢化率が高くなっています。一方、新規開園した今田遊水地周辺では、地域の高齢化率が藤沢市平均を下回っており、比較的若い世代が住んでいます。

横浜市戸塚区		横浜市泉区		藤沢市	
平均	俣野町	平均	下飯田町	平均	今田
24%	41%	26%	32%	23%	17%

▶ ゆめが丘駅周辺の新たな街づくりによる人口増加の見込

相鉄いずみ野線「ゆめが丘駅」周辺で「泉ゆめが丘地区土地区画整理事業」が進んでおり、大規模集客施設やマンション等の整備による流入人口の増加が見込まれます。

(ウ) 本公園の今後の課題

▶ 遊水地機能の確保

平成 19 年の開園から現在に至るまで、遊水地機能の確保を優先した維持管理と確実な水防に取り組んできました。新たに開園した今田遊水地では越流回数も多いことから、今まで積み上げてきた経験を活かした、越流後の早期復旧の対応が課題となっています。

▶ ビオトープの適正な保全

本公園のビオトープの自然環境は、開園から 16 年を経て遷移が進み、樹木の増加や湿地の陸地化が見られます。開園当時に設定された管理目標等と乖離が生じ、管理目標や管理計画の見直しが課題となっています。

▶ 新たに開園した今田遊水地の有効活用

令和元年 7 月に新規開園した今田遊水地は、鉄道駅や住宅地からのアクセス性に優れており、その利点を生かした市民参加機会の充実等を図る必要があります。また、誰もが無料で自由に利用できる反面、利用者からは、サッカーやキャッチボール等で遊びたい、静かに公園で散歩しながら過ごしたい等、相反する様々な要望や意見があり、適正な調整を行うことが課題です。

▶ サイクリングロード利用者の安全な公園利用の促進

隣接するサイクリングロードでは、サイクリストと歩行者との利用上のトラブルが多く、接触事故等が起こった際は緊急的な一時対応を公園が行い、苦情や要望等を道路管理者へ伝達しています。今後は、サイクリストが安全に公園やサイクリングロードを利用していただくための仕組みづくりを進めることが課題です。

イ 本公園の管理運営方針

本公園は、水害から暮らしを守る遊水地機能の確保を優先しつつ、自然豊かな水辺空間を生かした自然環境や境川の治水を学ぶ場として、また様々なスポーツやレクリエーションの場として多くの県民に親しまれています。

また、今田遊水地の新規開園や周辺地域のまちづくりの進展など、公園を取り巻く状況の変化にも対応する必要があります。

そのため、私たちは、本公園に求められる役割を 4 つのテーマとして掲げ、「遊水地の自然とスポーツの魅力を活かした交流拠点」の形成を図ることで、地域コミュニティの活性化にもつなげていきます。また、これらの取組を本公園の SDGs 取組方針にも位置づけて実施します。

① 蓄積されたノウハウを活かした遊水地機能の確保と早期復旧

私たちは、県の河川管理行政経験者を配置し、日頃より河川管理者とも連携し、洪水に備えた遊水地機能の確保を優先した維持管理と確実な水防に取り組んできました。また、平常時には、遊水地の役割や治水に関する普及啓発に努め、利用者の理解と協力を促しました。本公園の指定管理においても、本公園の特性やこれまでの取組、課題を踏まえ、遊水地機能に関する理解度の向上と越流後の早期開園に向けた取組に努めます。

▶開園時から積み上げてきた管理経験に基づく遊水地機能の確保

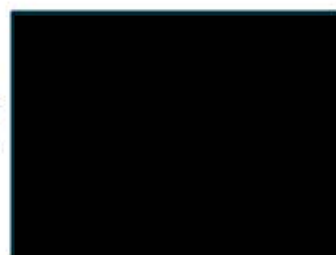
- ・河川管理行政経験者の配置による万全な水防体制を確立→計画書 3(2)7、10、12(1)参照
- ・遊水地に河川水の流入が予想される場合、迅速な避難誘導による利用者の安全確保を徹底→計画書 8(1)、10(1)参照
- ・【継続】越流後の早期復旧方法等について、他の遊水地管理者との情報交換を強化→計画書 3(1)4、11(3)4参照



芝生に堆積した土砂の除去作業

▶越流後の公園利用の早期復旧

- ・堆積した土砂等の迅速な除去等による公園利用の早期復旧→計画書 3(2)7参照
- ・【継続】少年野球場や多目的グラウンドの芝生等の管理について、「サカタのタネ」の技術力による高水準な利用環境の維持→計画書 3(4)7参照



模型を用いた遊水地の仕組み説明

▶遊水地の役割・機能に関する普及啓発

- ・遊水地をテーマにした環境学習等による遊水地機能の普及啓発や利用者の防災意識向上→計画書 4(1)、11(1)参照

② ビオトープの自然を調べて守って魅力を分かち合う

私たちは、大学やボランティア団体との協働による調査や管理作業により、遊水地に創出されたビオトープを自然豊かな環境に育ててきました。令和7年度も、これまでに蓄積したデータと経験、ノウハウを活かし、ビオトープの自然環境を適正に保全するとともに、環境学習の場としての利用促進に努めます。

▶水辺の自然豊かなビオトープの適正な保全

- ・【継続】詳細な自然環境調査に基づいた長期的視点による管理計画の見直し→計画書 3(4)9参照
- ・NPO 等との協力による生物調査や外来種駆除等のビオトープ管理→計画書 11(2)参照



ボランティア団体とのビオトープ管理作業

▶環境学習の場の提供やビオトープ調査の人材育成

- ・地域の教育機関等との連携による環境学習フィールドとしての利用促進→計画書 4、11(1)参照
- ・【新規】公園主導による境川遊水地探鳥クラブ（仮称）の設立と、園内の野鳥観察記録の蓄積及びビオトープの維持管理への反映や公園の情報発信→計画書 4(1)4(7)、11(2)参照
- ・【継続】大学等との新たな連携体制の構築→計画書 11(1)8参照

▶多様な世代が楽しめる健康づくり・スポーツメニューの充実

-
- A group of people are playing baseball on a grassy field. One person in a blue shirt is in the middle of a swing, while others in white and orange uniforms watch. The background shows a clear sky and some distant buildings.

グラウンド・ゴルフ

・【継続】下飯田遊水地ポケットパークや今田遊水地見晴台におけるサイクリスト向け撮影スポットの設置一計画書4(1)イウ参照

3 すべて命に
関する、最も
大切なこと

17 2017年12月
17日現在

▶公園を通じた新旧住民の交流促進

- 

地域団体による
採れたて野菜の販売

ア 平等な利用の確保

- 5 -

イ 利用者や地域住民等の声を反映した公園づくりの推進

これまでの管理経験から、公園の運営においては地域との関わり、連携が大変重要であると考えます。そのため、公園モニターや利用者アンケート等を活用して、利用者や地域住民の声を取り入れながら、業務改善に反映させていきます。特に、本公園では従前から、周辺の自治会や近隣の学校とのつながりが強く、共催イベントや野外授業などにも積極的に協力しています。また、ビオトープ管理や普及啓発にも多くのボランティア団体が参加できる仕組みを作り、これからも地域の一員として、地域住民や自治体、関係機関等と協力しながら、一体となって公園づくりを進めます。

ウ 環境に配慮した管理運営

公園は神奈川の豊かな緑を構成する一部であり、自然の多様性に触れ、自然を大切にすることを育む場所として環境配慮の重要性について普及啓発するための重要なフィールドだと考えます。管理運営にあたっては、グループ代表が独自に構築した「環境マネジメントシステム」により、環境負荷の軽減や資源循環型の維持管理（ゼロエミッション）等、総合的な環境マネジメントを推進します。また、地域と連携して周辺道路の清掃活動を行う「ゴミゼロアクセス」などの取組を通じ、これからも身近な環境を大切にしていきます。さらに本公園では、水害を防ぐための遊水地の機能を紹介し、ビオトープの自然環境を主とした環境保全活動を通じ、環境に配慮した管理運営を積極的に取り組みます。芝生においては、ビオトープへの影響を配慮した農薬を極力使わない維持管理を行います。加えて、再生可能エネルギーを活用した電力の積極的活用にも努めます。

【実績】植物管理による発生材の再利用

- ・ビオトープ整備で伐採したヤナギを有効活用し、草木染のバンダナとハンカチを製作。公園ボランティアの方への贈呈や一般来園者への有償配布を行い、新聞等にも取り上げられ環境保全の啓発にもつなげました。また除草による発生材を 100 パーセント堆肥化し廃棄物の削減・リサイクル化を実施しました。
 - ・自然環境調査の継続的な実施や外来生物駆除などの生態系保全等環境負荷軽減に取り組むとともに、その結果を情報センターで公表し利用者の環境に対する意識向上につなげました。
 - ・法面除草において一部を刈り残すなど生物の移動を考慮した植物管理を行い、生態系保全に努めました。
- これらの実績により県の都市公園指定管理業務評価において「環境への配慮」の項目で平成 28 年度から平成 30 年度で「特に優良（S 評価）」をいただきました。



計画書2「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

ア 直営を基本に専門技術を要する管理業務等を委託

常に安全で快適な施設管理を実施するためには、公園の特性を熟知した職員による管理が効果的、効率的であると考え、できるだけ直営で、きめ細やかな維持管理を行うことを基本にします。一方、法令等に基づく業務、専門技術・資格・特殊な機器類を要する業務、危険を伴う業務等は、委託します。

イ 委託先の選定方法

- 委託先の選定にあたっては、競争性・透明性・公平性の確保と業務の品質確保に十分配慮して公募型競争入札を基本とし、適正な選定を行います。
- のほか、競争入札選定委員会関係諸規程により選定の手順や条件を明文化します。
- 専門性の高い一部業務を除く全ての業務に、地元を優先する地域要件を設定します。
- 委託先の選定にあたり、県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定期間を設け、幅広く応募できるように、募集内容の協会 Web ページ掲載や公園内掲示、専門新聞紙面掲載し広く公表します。
- 委託先は、原則、県の競争入札参加資格者名簿に登録があり、業務に必要な免許・資格や豊富な業務実績を有することとします。
- 暴力団排除条例や労働関係法令等を遵守し、社会保険料や事業税等を適切に納付している者から選定することで委託先の信頼性や業務の水準を確保します。

委託業者選定に関する規定等

- 競争入札参加要件等設定委員会要領
- 競争入札参加要件設定に係る基準
- 指名業者選定基準

ウ 県内（地域）企業への委託の考え方

- 地域の企業はその地域に精通していることで、迅速かつきめ細かい対応が可能です。また、地域経済への貢献や地域連携の視点からも県内企業へ委託します（令和5年度の県内企業への委託実績 95.9%）。
- 今後も地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応の観点から地元のシルバー人材センター、非営利活動団体、障害者就労施設等の活用を図り、引き続き県内（地域）の中小企業等（「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」第2条に定める者又は準ずる者）の力を活用します。
- グループ代表が毎年度定める「障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」に基づき、地域の障害者就労施設等からの物品等（物品及び役務）の調達、同施設等の生産物の販売場所として公園を提供することなどを推進し、障害者の自立支援に引き続き取り組みます。

【参考】地域企業への業務委託実績（令和5年度）

事業所所在地	業務委託実績（件）
横浜市内	21
藤沢市内	16
上記2市を除く神奈川県内	10
県外	2
合計	49

年間実績報告書に基づく委託金額10万円以上の件数

※直営作業にかかる人件費は付属資料「ア 収支計画書」の「人件費」に計上しています。

【実績】新春ふれあいフェスタにおける障害者就労施設の活用

- 地元のに出店場所を提供、パン・焼き菓子・花苗の販売を実施しました（令和元年度売上実績：計 13,850 円）。
- スタッフが着用した半被はでクリーニングを実施しました（令和元年度委託実績：4,200 円）。



障害者就労施設のふれあいフェスタ出店

計画書3「施設の維持管理」

(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

ア 本公園の特性と維持管理における課題

▶自然創出ゾーン

本公園は、自然豊かな広大な水辺空間を有し、遊水地の上部空間を有効活用した、洪水対策としての遊水地機能と公園施設を備えた特性のある公園です。この水辺空間には、豊富な湧水に多種多様な植物や生き物の生息空間として、貴重なビオトープである一次池を“自然創出ゾーン”として位置づけています。

“自然創出ゾーン”では、100種類以上の野鳥や500種類以上の植物等が確認されており、この様な

が課題となっています。

▶広場のゾーン

遊水地の上部空間を有効活用して整備した、多目的グラウンド、少年野球場、テニスコートの運動施設や芝生広場等の公園施設がある二次池を“広場のゾーン”として位置付けています。

“広場のゾーン”では、運動施設の他、噴水広場やせせらぎ水路、花壇、草地広場等が利用者の憩いの場となっています。

立入り制限のある自然創出ゾーンに代わり、利用者が水辺に親しみ、ビオトープの雰囲気を楽しむことのできる環境、自然体験・観察、環境学習の場として活用するなど、多くの方が利用していますが、遊水地公園という特性から、台風等の大雨の際には、降り方の規模により二次池の“広場のゾーン”まで越流する場合があります。

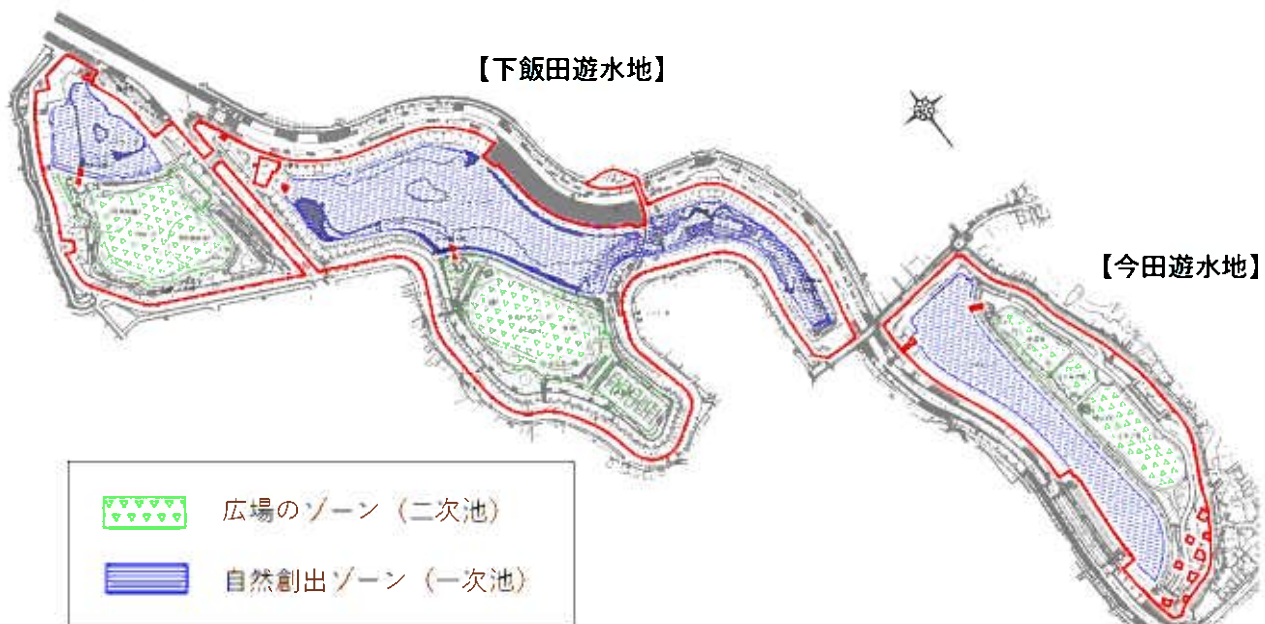
越流の規模によっては閉園とし、天候の状況を見ながら清掃作業を実施しますが、

となっています。

【俣野遊水地】

【下飯田遊水地】

【今田遊水地】



イ 特性や課題を踏まえた維持管理の考え方と重点的取組

▶自然創出ゾーン

ビオトープやその周囲に配置される平地・法面の草地環境、境川・和泉川の河川環境などの生物の生息環境に配慮しながら、植生遷移状況に応じた管理を行います。

重点的取組としては、詳細な自然環境調査の実施と調査結果に基づく長期的な維持管理計画を定め、植生遷移の抑制、絶滅危惧種等の保全・増殖、外来種の駆除または生育抑制、湿地環境の維持等について、計画的に実施します。

▶広場のゾーン

遊水地公園としての機能や特性を十分理解した上で、清潔、正常な状態とし、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な維持管理を実施します。

重点的取組としては、越流後の早期開園に向けた清掃等の復旧方法について、当公園と同様な特性のある [] 及び [] の管理者と復旧方法等の情報交換を積極的に行い、常に最新・最善の維持管理に努めます。

また、有料運動施設の多目的グラウンド、少年野球場外野エリアの天然芝や自由に利用可能な芝生広場について、芝生・グラウンド管理を専門とするサカタのタネの技術力をもって、安全で快適な利用環境を保持します。また、[] 花壇の魅力アップを図ります。

(2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

本公園では、水害から暮らしを守る遊水地の治水機能保全の視点に立った施設管理を実施します。また、境川の自然豊かな水辺空間を生かした自然環境学習やスポーツ・レクリエーションを提供する公園施設については、施設の機能を最大限に発揮できるよう、こまめな点検と管理を実施します。

【巡視・点検・補修】日々の巡視、定期点検・法定点検や施設パトロール等を通じて、施設の劣化箇所・危険箇所の早期発見、早期対応・補修に努め、事故の未然防止と施設の長寿命化を図ります。また、県が作成した長寿命化計画の内容を十分に踏まえ、指定管理期間における修繕等の維持管理を効率的に行います。

ア 治水機能保全の視点に立った施設管理

▶洪水発生時における遊水地機能の確保

- ・ [] するとともに、独自に作成した「 [] 」のもと、迅速かつ適切な維持管理を行います。
- ・ 遊水地に河川流入が予想される場合には、職員が速やかに園内設置工作物を撤去します。
- ・ **【継続】** [] 及び [] の管理者と復旧方法等の情報交換を積極的に行い、常に最新・最善の維持管理に努めます。



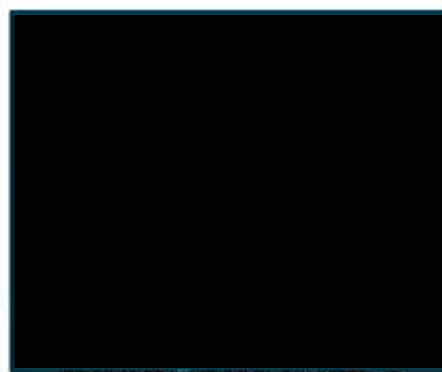
洪水発生時の作業の様子

▶ 洪水発生時や施設復旧時の情報収集・発信

- ・神奈川県雨量水位情報等インターネットを活用による早期情報収集に努めます。
- ・遊水地に河川流入が予想される場合には、ホームページやSNSによる園内利用制限の周知を行い、利用者の安全確保に努めます。また、遊水地内の越流状況や園内復旧予定など、随時リアルタイムでの情報提供を行います。

▶ 越流後の利用への影響を最小限にとどめる施設管理

- ・越流水の排水後は、[] や [] を用いながら、職員の手で堆積した土砂等を迅速かつ効率的に除去し、公園利用の早期復旧に努めます。
- ・職員だけでは対応できないような土砂や流木等については、県藤沢土木事務所と連携して、除去を行います。



独目の作業道具などを用いた作業の様子



グラウンド整備

【実績】越流後の迅速な復旧整備による公園利用の早期再開

- ・台風等による河川からの越流で堆積した土砂等の迅速な撤去により、早期に公園利用を再開させることができました。
- ・これらの実績により県の都市公園指定管理業務評価において、平成27年度から8年連続して「特に優良(S評価)」や「優良(A評価)」をいただきました。



イ 施設の安全・安心・快適な利用に資する維持管理

▶ 安全点検

- ・日常巡視：[]、職員により園内パトロールを実施し、安全で快適な利用に努めます。
- 【開園時】夜間、公園内への不法投棄等、公園に異常がないか点検を行います。
- 【13時】駐車場・トイレ等利用状況を中心に点検を行います。
- 【閉園時】利用者の残留、駐車場の残車、忘れ物等の確認を行います。
- ・重点点検：[]、目視に加え触診及び動作確認等を実施します。
- ・設備保守点検：散水設備など専門機械類に関しては、[] 以上専門業者への委託により点検を行います。

【実績】ゴミの不法投棄対策

- ・開園時巡回時に夜間不法投棄されたゴミを回収し利用者の安全性・快適性維持に努めました。
 - ・また管轄の下和泉交番とも連携し巡回強化を図るとともに、法面の草刈りを適切に実施することにより、不法投棄の再発防止につなげました。
- 不法投棄回数：令和2年度 上期24回→下期1回
(令和3年度以降、不法投棄の発生はありません。)



不法投棄の回収作業の様子



下和泉交番巡査による確認の様子



法面草刈りの様子

▶施設設備の修繕

- ・上記安全点検時に発見した異常箇所はただちに安全対策を講じ、対応可能なものについては即時補修を行います。即時対応できないものについては、優先順位を決め順次修繕を行います。また大規模修繕については県藤沢土木事務所と協議し修繕を行います。
- ・トイレの詰まりや故障は発見し次第即時対応します。職員で復旧できない場合は、委託により可能な限り早期利用再開に努めます。
- ・職員のこれまでの職業経験や多様なスキルを活用し直営で修繕を行うことで、経費を抑制するとともに、早期復旧による公園の利便性や快適性の維持に努めます。

【実績】下飯田遊水地に横断歩道を新設（委託修繕）

- ・来園者の要望を受け、県藤沢土木事務所と協議を行い、駐車場利用のための車道に横断歩道を新設し、中央越流堤と中段園路間を往来する来園者の安全性を向上させました。



【実績】職員による修繕

- ・職員のスキルを活用し直営で早期に修繕を行い利便性・快適性を維持しました。



案内看板 補修作業



スコアボード補修作業



段差解消・廃材利用の舗装作業

（3）清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

本公園には、少年野球場、多目的グラウンド、テニスコート、ポケットパーク、噴水広場などの多様な施設があります。本公園を安全・安心・快適に利用していただくため、下記の取り組みを行います。

【清掃】常に清潔さを保つため、日常清掃を適切に実施するとともに、管理作業や巡回等の際、職員が意識的にゴミ拾いや簡易な清掃を行い、美観の維持を徹底します。

【受付】子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心安全に公園を利用いただけるよう、職員全員が窓口・電話・メール等でのホスピタリティ溢れるお客様対応を心がけます。

【警備】これまでの公園管理で培った知識、経験、ネットワークを活かした警備の実施により、犯罪や事故等の未然防止を第一として取り組みます。

ア 快適な空間の提供

▶ 俣野・今田遊水地の噴水池及び多目的グラウンド足洗い場の清掃

- ・夏季（7～9月）の利用が多く、コケの発生が早い噴水池及び多目的グラウンド足洗い場については、こまめに清掃し安全性と快適性を確保します。噴水池清掃は、県管理基準では週1回のところ週2回実施します。



噴水池清掃

▶ トイレ清掃

- ・広場利用が多い繁忙期には、水準以上のトイレ清掃を実施し、快適さを維持します。

イ 誰にでも親切丁寧な対応

公園スタッフは、いつでも、誰にでも親切で丁寧な対応に努めます。敷地が広く拠点が複数点在することから、各拠点の利用者層やニーズに合わせた受付、対応を実施します。→計画書7参照

ウ 警備業務

▶ 園内巡視

- ・XXXXXXXXXX実施します。特にトイレ等、死角が生ずる場所や修繕中の施設、工事現場の近くに重点を置いて実施します。

▶ 園内監視

- ・監視カメラを活用し必要に応じて、園内状況の確認を行います。駐車場は混雑時には迅速に臨時駐車場を開放し利用者の利便性を維持します。また有料運動施設や広場でのテントや遊具の適切な利用、閉鎖エリアへの立ち入り等の確認を行い、利用者が安全で快適にご利用いただけるよう努めます。

▶ 年末年始巡回警備

- ・業務委託した警備会社職員によりXXXXXXXXXX巡回します。特にトイレ等、死角が生ずる場所や修繕中の施設、工事現場の近くに重点を置いて実施します。

▶ 機械警備

- ・今田管理センターにおいては夜間侵入者通報システムによる機械警備を実施します。

（4）樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

広場ゾーンでは、多目的グラウンド、少年野球場、今田遊水地芝生広場それぞれの芝生の特性に応じた適正な芝生管理を行います。また、ポケットパーク等において花修景を強化します。いずれも、サカタのタネの技術力を活用し品質向上を図ります。

自然創出ゾーン（ビオトープ）では、
が課題になっています。また、指定管理期間にとらわれることなく永続的に適正な生物生息空間を維持管理することは本公園の指定管理者の責務と考えます。そのため、地域に元々あった在来種のヨシやヒメガマを主体とする湿地と開放水面からなる生態系を保全し、野鳥観察等の来園者のニーズにも応えるため、地元 NPO や地域住民、大学等の研究機関と連携しながら長期的視点に立ったビオトープ管理を行います。

ア 芝生

多目的グラウンドや少年野球場外野エリア及び今田遊水地の天然芝について、芝生・グラウンド管理を専門とするサカタのタネの技術力を活用して、安全で快適な利用環境を保持します。

▶芝生の適正な管理

- ・少年野球場は、12月～2月を養生期間とし、芝生の補植や育成を行います。
の実施やを試験的に実施し可能性を検討します。
- ・高品質な芝生を提供することで、利用者の満足度の向上、多目的グラウンド及び少年野球場については養生期間の短縮を目指し、たくさんの方に利用して頂くよう、検討します。
- ・スポーツ施設の芝生は、低地かつ草地の法面に囲まれているため、冠水や強風により雑草の種子が入り込みます。外来種の
などの繁殖を抑え、良好な芝生環境を維持します。

▶ビオトープへの影響を配慮した農薬を極力使わない管理

サカタのタネのオリジナル資材を使用し、今までの自社での芝生管理のノウハウを生かした管理を行うことで、芝生の密度を上げ、雑草混入が少なく、病気にも強い芝生を作ります。ただし、のような怪我の恐れがある外来種の発生があり、日常管理での除去が難しい場合、周辺環境に配慮した対応を検討します。

イ 草地

▶安全快適性と生物生息環境保全を両立する管理

- ・草地性鳥類や昆虫類の生息環境に配慮し、一度に全て刈り取らず、することで、生息環境の多様性を維持します。
- ・植物管理の作業は、野鳥の繁殖期を避けて実施します。

▶特定外来種等の抑制

- ・法面草地に侵入している
等の特定外来種については、手作業による除草を行います。

野鳥や昆虫の生息環境に配慮した草刈り（コリドーの設定）

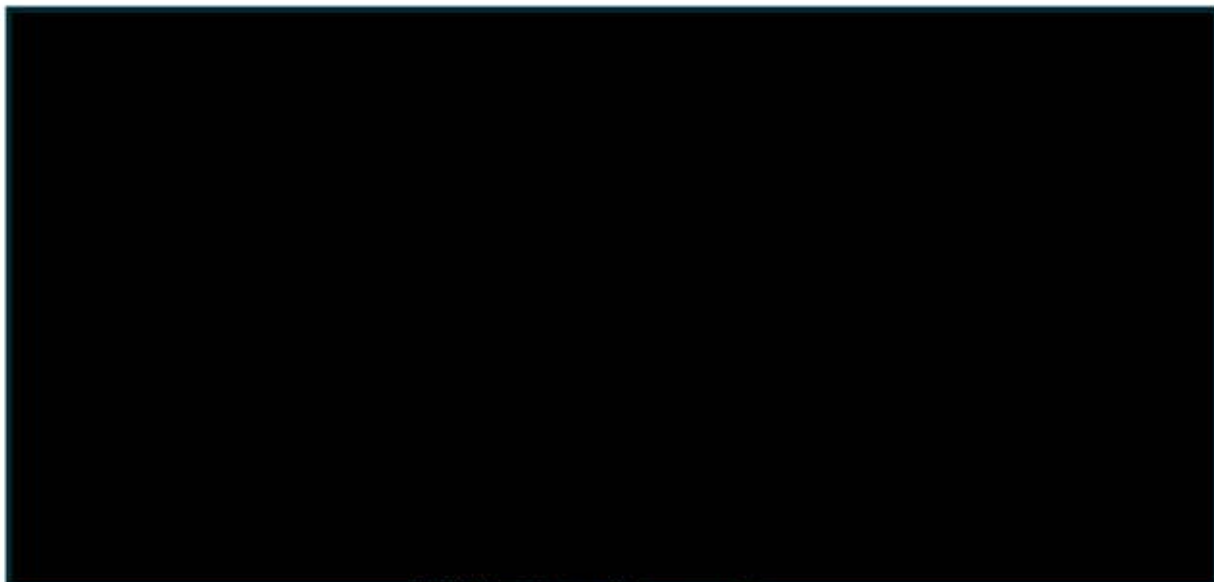
ウ 湿地（ビオトープ等）

詳細な自然環境調査を実施した上、
を定め、

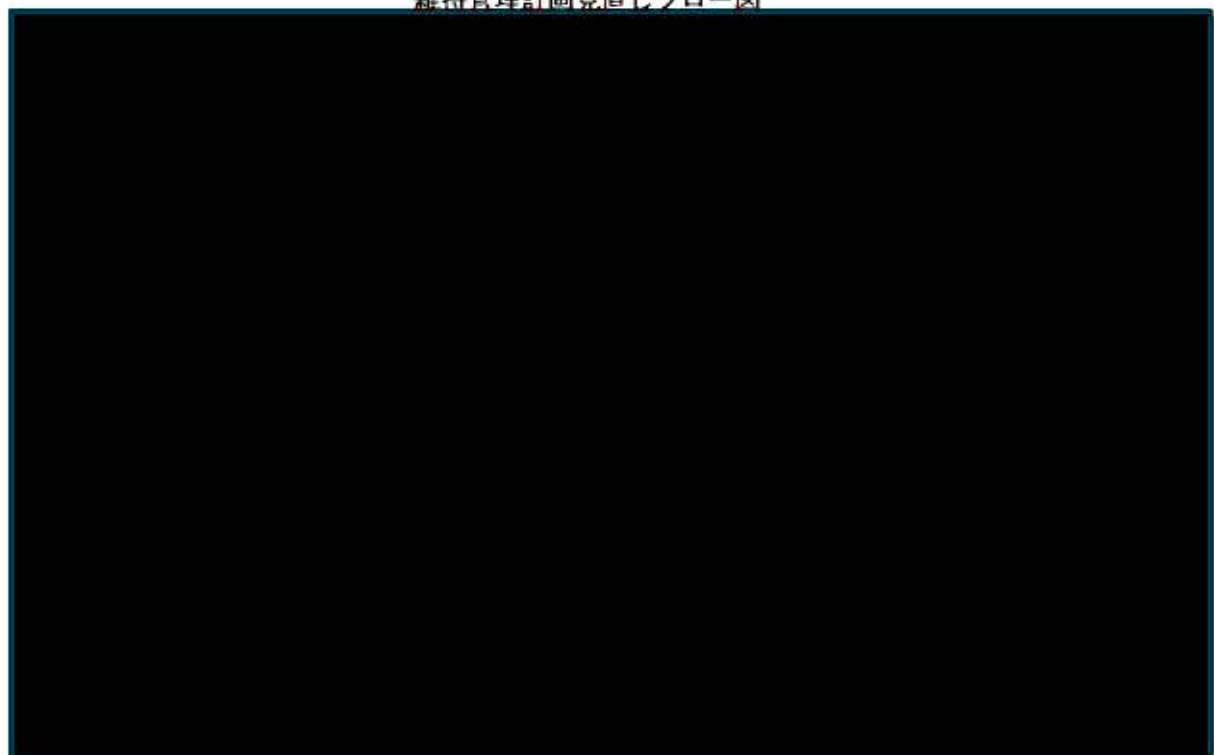
等について、計画的に実施します。

▶ 詳細な自然環境調査に基づく管理目標と維持管理計画の見直し

- ・【継続】公園独自で行う調査に加えて、大学等の研究機関や自然観察団体による生物調査等で得られたデータを維持管理計画に反映し、生物多様性保全に資する維持管理を行います。
- ・【継続】植生遷移の状況や遊水地機能などを考慮し、重点的な管理により遷移を抑制する場所と進行に委ねる場所を区分した目標設定を行い、メリハリのある効率的な植物管理を行います。



維持管理計画見直しフロー図

**▶ 長期的視点に立ったビオトープ管理**

- ・遊水地機能の支障となる[]は、[]など優先度の高い場所を考慮しながら、5か年計画で順次[]します。
- ・湿地のヨシ原の草刈りも、5か年計画でエリアを分割し実施して更新し、健全で景観

としても良好で、また [] を図ります。

・5 年(R4～R8)の管理実施結果を踏まえ、次の 5 年計画(R9～R13)を検討します。

▶重点的に行うビオトープ管理項目

- ・ **水みち造成**：美観の維持、湿地の乾湿度合いを調整し、湿生植物の生育を管理するために行う水みち造成は、引き続き、地元有識者に野鳥への配慮事項等の助言を頂きながら適切に行います。
- ・ **ヒシ等の浮葉植物の除去**：遊水地としての機能を保ち、水鳥や水生生物にとって適度な開放水面を確保するため、引き続きヒシ等の浮葉植物の除去を行います。下飯田遊水地、今田遊水地でヒシが大繁殖した経験を踏まえ、今後は [] とも連携し、効果的な手法（根こそぎ抜き取りやすい芽生え直後に実施するなど）を検討しながら行います。
- ・ **モニタリング調査と外来種の駆除**：地元 NPO 等と協力し、ビオトープに生息する生物調査を行い、調査結果をビオトープの維持管理に還元します。また、調査の際に採捕された [] の外来生物は適正に駆除し、地元に元々あった湿地環境の維持管理を行います。

【実績】水みち造成による水鳥の飛来

- ・水みちの造成を行い、湧水付近からきれいな水が引き込まれた浅い水域には、早速、水鳥が飛来する様子を確認することが出来ました。



水みち造成後に飛来したオオバン

▶沈砂池における絶滅危惧種の保全と修景

- ・沈砂池については、その機能を維持した上で、[] 等の絶滅危惧種等を保全しながら鑑賞・観察できるように修景を行います。

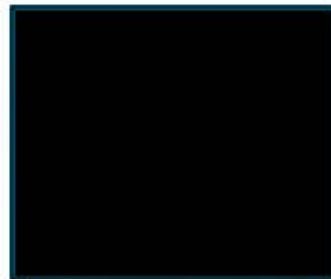
エ 草花

ポケットパークは、サイクリングロード（県道藤沢大和自転車道）に隣接し、土日祝日には多くのサイクリスト等の休憩場所として賑わうスポットとなっています。

既存の花壇は、日陰等で草花の生育条件として好ましくないこともあり、サカタのタネの技術力を得て、立地・土壌条件等に適した草花管理を行い利用者の快適な環境の提供を図ります。

▶ポケットパーク

- ・ **【継続】** サカタのタネのオリジナル品種を利用した花壇植栽管理を行います。サカタのタネオリジナル品種である [] 夏の強い日差しの中でもたくさん花をつけて生育します。さらに、植物体から水分を効率よく利用して蒸散することから、「打ち水効果」が期待でき、サイクリングで休憩を行う来園者の心と身体の安らぎの場所として提供致します。



▶越流時期を考慮した花の見どころづくり

- ・ **【継続】** サカタのタネの技術力とグループ代表のこれまで蓄積した経験から越流時期を考慮して見頃の時期を設定し(早春「菜の花」、夏「ヒマワリ」等)、植え替え等のコストを最小限に抑えた花の見どころづくりを行い、花の摘み取りイベントを開催します。

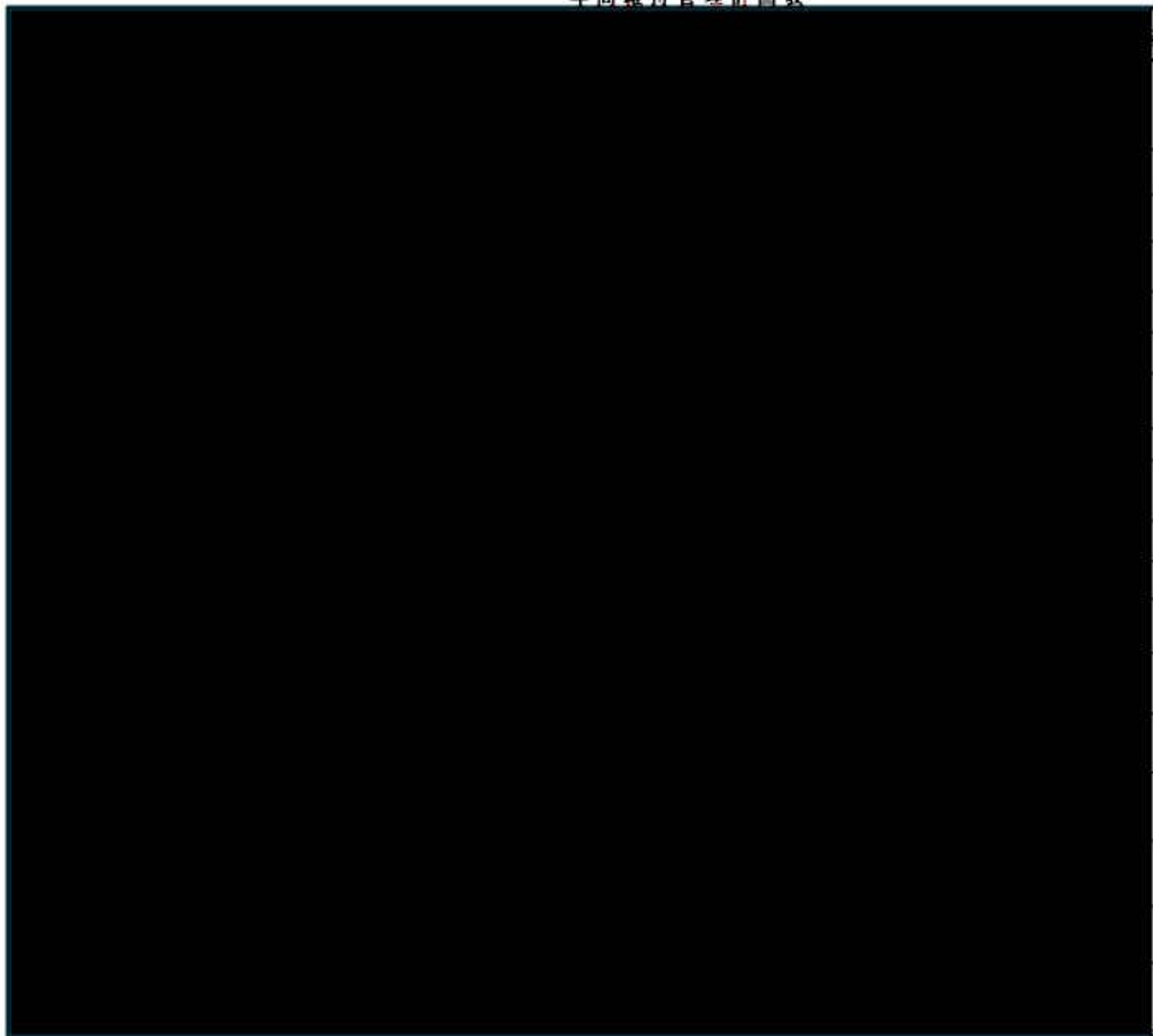


下飯田遊水地花壇（夏）

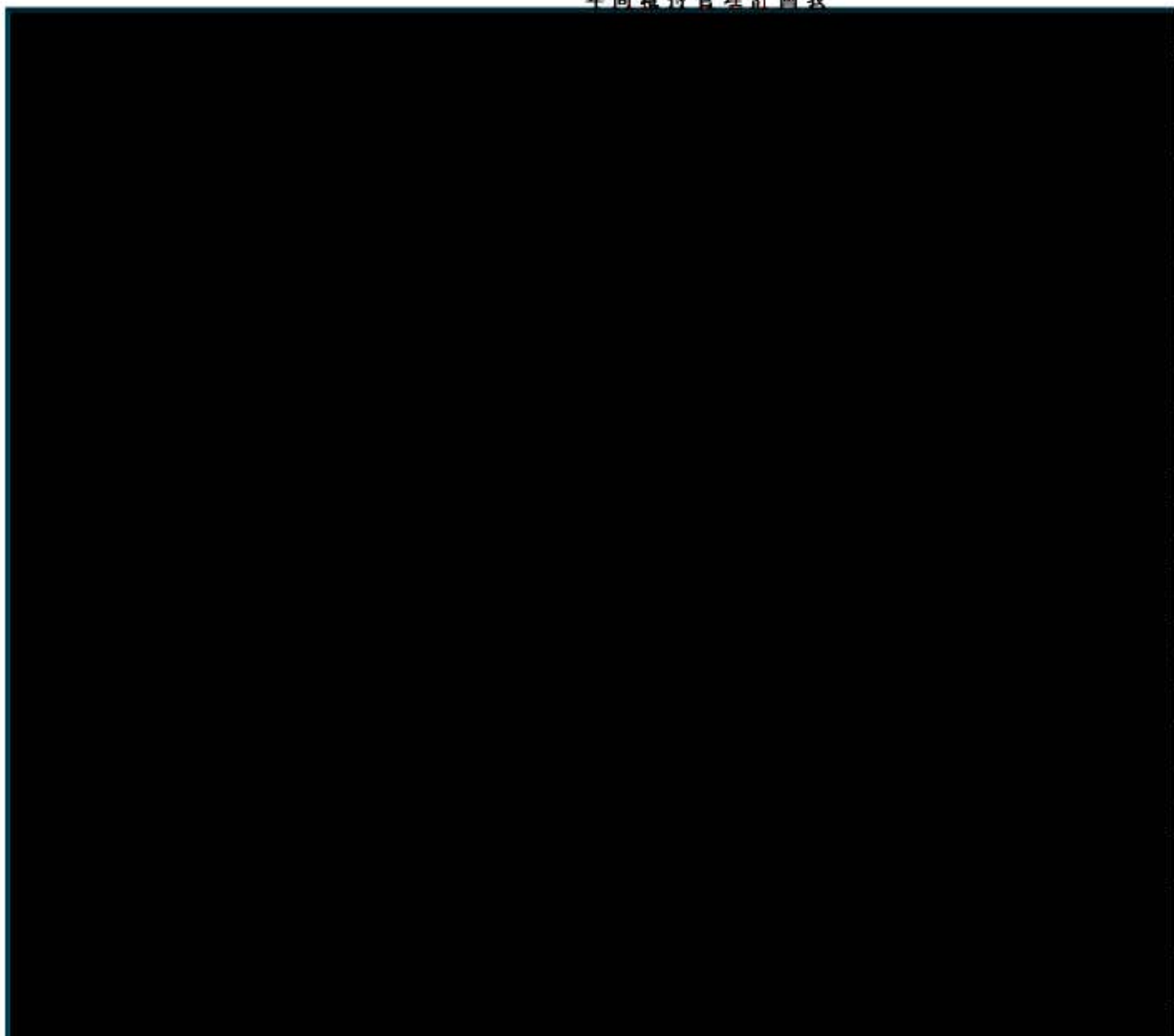
年間維持管理計画表



年間維持管理計画表

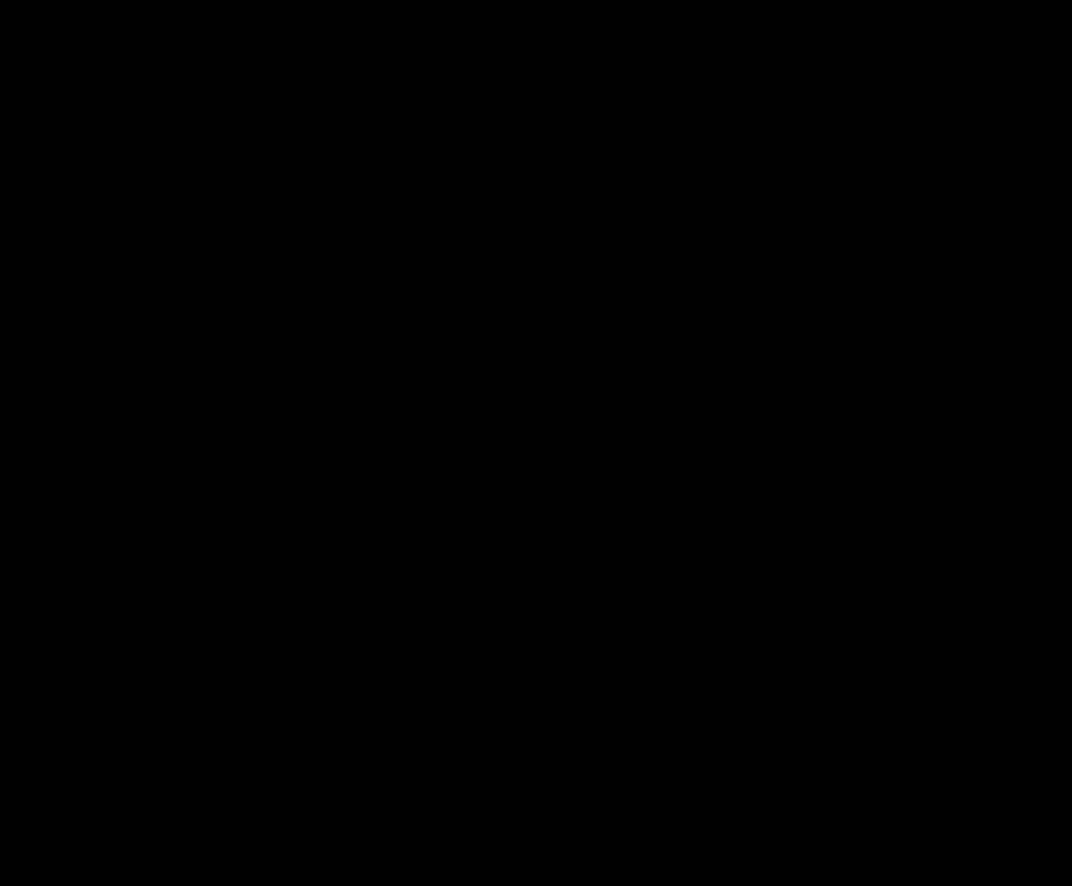


年間維持管理計画表



【計画書3「施設の維持管理」】

年間維持管理計画表

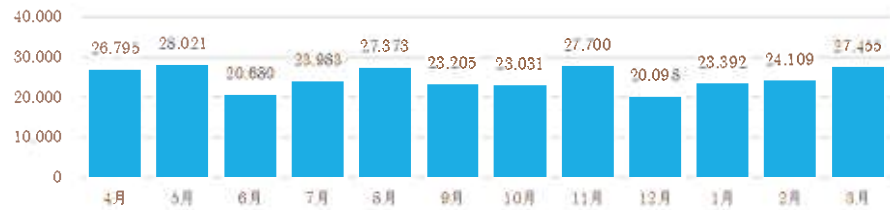


計画書4「利用促進のための取組」

(1) 公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等

ア 実施方針

本公園は、年間を通して安定した利用がなされており、特に夏～秋にかけて利用者が多くなっています。



月別利用者数の推移(平成29～令和5年度平均)

俣野・下飯田遊水地は、主要な施設は

スポーツ施設であり、土日祝日は、スポーツ施設の予約はほぼ埋まり、初夏から初秋はそれに加え噴水広場がにぎわい、駐車場は満車になることが多く、車での利用者増は、これ以上望めない状況です。

そのため、この地域の高齢化の進行やゆめが丘駅周辺の新たな街づくりによる人口増加も見据えて、周辺住民に対する公園ウォーキングマップの広報やウォーキングイベントの開催等により、健康づくりに役立つ徒歩利用の促進を行います。

また、平日に新たなスポーツイベントを開催するほか、平日利用を促進します。

今田遊水地は、自由使用の広場が利用の主体で、開園間もないことから、積極的な広報とイベント開催等によって知名度を上げることなどにより公園利用を促進します。

特に自然創出ゾーン(ビオトープ)の豊かな自然環境を生かし、環境学習イベントを開催するほか、「遊水地探鳥クラブ」を新たに立ち上げ、今田遊水地を発着地とする野鳥観察会を行うことにより、公園利用を促進します。

その他、年間を通じ、様々なイベントや企画展示等の開催、来園者の特性に合わせた公園を楽しめる仕組みづくりなどを行うことにより、より多くの利用を促進します。

また、「新しい生活様式」に対応し、公園ホームページ上では、個人で来園し自然観察等を楽しむことをサポートするコンテンツを発信します。

これらの取組を通じて、公園利用を促進するだけでなく、自然環境保全の普及啓発や未病改善、地域コミュニティの活性化等に貢献します。

イ 具体的な取組内容

(ア) 新規開園した今田遊水地でのイベント開催等による利用促進

令和元年7月に新規開園した今田遊水地は、鉄道3路線が乗り入れる湘南台駅や住宅地からのアクセス性に優れていることから、その利点を生かした市民参加機会の充実を図ります。

▶地域との連携によるイベントの開催等

- ・地元農家や社会福祉団体等と連携しながら、次に記載のマルシェの開催や、
と連携したドッグランイベントを検討するなど、今田遊水地を地域の交流拠点として活用します。

【継続】マルシェの開催

- ・地元の農家[]の採れたての野菜販売や[]によるパン・焼き菓子類等や花苗の出店による販売を行うマルシェを開催し、地産地消の取り組みを進め、地域の活性化を図ります。



焼きたてパンの販売

【新規】[]と連携したドッグランイベント

湘南台駅に近接する今田遊水地の芝生広場を活用し、1日限定のドッグランイベントを検討します。人と犬が互いに気持ちよく利用できるレクリエーション空間をつくり、飼い主のマナー向上を図るとともに、犬を通じた地域住民の交流の場を提供します。また、イベントの開催に合わせ、[]によるキッチンカーを出店し、利用者の利便性向上を図るとともに、地域の飲食業者の活性化に寄与します。

▶芝生広場等を活用した健康づくりイベントの開催

- ・【継続】アウトドアフィットネス教室等、広大な芝生広場ならではのイベントを開催し、未病改善に貢献します。
- ・【継続】ペタンク教室など誰もが参加しやすい新たなスポーツイベントを開催します。

▶イベント発着地としての活用

- ・交通の利便性の良い今田遊水地を拠点として、俣野遊水地と下飯田遊水地を巡るウォーキングイベントや野鳥観察会等を実施します。

【継続】遊水地探鳥クラブの立ち上げ

- ・令和6年度に、園内の野鳥を定期的に観察し記録するボランティア組織「遊水地探鳥クラブ」を立ち上げました。
- ・月2回程度、観察会を実施します。その際には、今田遊水地を発着地として、俣野・下飯田遊水地と今田遊水地を2回に分けて野鳥観察を行います。
- ・観察会で得たデータは、ビオトープの維持管理に反映させるとともに、公園の情報発信に活用します。



野鳥観察会

(イ) ビオトープを活用した多様な環境学習機会の提供による利用促進

ビオトープが持つポテンシャルを十分に活かし、自然観察や様々な体験学習を通じて、自然環境保全や都市における自然資源の価値の普及啓発に貢献します。

さらに、これまで実施してきた野鳥観察会で得た人脈を活用し、独自のボランティア組織を立ち上げ、協働でのビオトープ管理を目指します。

▶自然観察・河川環境学習・体験学習の充実

- ・年間を通じて、本公園の自然環境や遊水地に触れることのできるプログラムを提供します。

自然観察・河川環境学習・体験学習イベントカレンダー

春	夏	秋	冬
4月 おやこ野あそび教室 パートウォッチング入門		9月 原っぱの生きもの調べ	
5月 境川遊水地見学会 夏の星空教室		11月 冬の星空教室	
	7月 俣野ゴム堰と川の生き物観察会 水辺の生きもの調べ		1月 遊水地探偵団大募集！ 楽しい鳥の観察会 パートウォッチング入門
	8月 水辺で遊ぼう生き物観察会 境川遊水地の自然模型を作ろう		2月 貝化石掘り体験

俣野ゴム堰と
川の生き物観察会

原っぱの生きもの調べ



貝化石掘り体験

【実績】

○ツバメのねぐら入り観察会

遊水地のヨシ原をねぐらとして利用するツバメを観察し、境川遊水地の自然環境を学習する目的のイベント。境川遊水地では、南へ渡る前の7月から8月中旬にかけて、日が沈むころ数百羽のツバメがいつせいにねぐら入りする様子が観察できます。近年は、開発や乾燥化によってヨシ原が少なくなったことや、人や天敵の増加や侵入によって、ツバメがねぐらを使わなくなることがあり、境川遊水地公園では、ビオトープ内のヨシ原がなくならないよう管理することで、ツバメのねぐらを守っていることも伝えています。

ツバメのねぐら入り
観察会

○俣野ゴム堰と川の生き物観察会

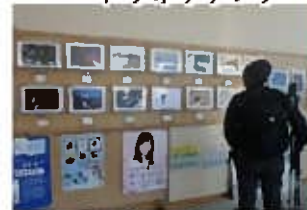
と地域連携をとり開催。川の自然に触れるとともに、危険性の周知や身近な河川と農業との繋がりを知っていただくことを目的としています。また外来種駆除も兼ねて実施しています。



バードウォッチング

○貝化石掘り体験会

説明



遊水地写真展

を聞きながら実際の地層を観察・貝化石掘り体験し、境川遊水地周辺の地層を学ぶイベント。図鑑だけでは味わえない本物に触れながら、当時の周辺環境について推測し学ぶことができます。

○バードウォッチング入門

年2回、初心者向けの講座を開催。講師のレクチャーを受けながら双眼鏡の使い方から野鳥観察のコツまで学ぶことができる人気イベント。その場で野鳥の生態的特徴や行動などの説明を聞くことが出来るので参加者からは分かりやすいと好評で、その後も野鳥観察を通して、継続して公園に足を運んでいただけるイベントとなっています。

○遊水地写真展

公園内や周辺地域の野鳥や風景などを撮影した作品を事前に公募し、展示することで、公園の魅力を広めています。

▶自発的な自然観察等に資する情報提供

- ・【**拡充**】新型コロナウイルスの長期化に備え、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及と定着が求められており、公園のイベントに関しても人と人が接することが無いよう、公園のHPを活用した取組を行います。
- ・【**継続**】来園者の自発的な自然観察等を促すため、沈砂池等において、湿生植物の鑑賞・観察ポイント（水辺の動植物についての解説版の設置）をつくります。
- ・境川遊水地情報センター・今田管理センター内の掲示やパネル展示、公園ホームページの「自然ブログ」を活用して、ビオトープ管理の情報や、季節毎に公園で見られる生き物、境川流域の自然的特徴等に関する情報発信を行います。
- ・【**継続**】グループ代表が作成した、季節に応じて境川遊水地で観察できる野鳥を掲載した冊子「境川遊水地公園の野鳥」を令和6年度に改訂し頒布しています。



情報センターでの
ビオトープの生物紹介展示

【実績】HP上でのイベント

○フィールドビンゴ、遊水地検定

コロナ禍にも対応したオンライン発信のイベントを開催しました。

これまでにフィールドビンゴなどのネイチャーゲームやクイズ形式のイベントを行い、自宅にいながらでも自然の中での遊び方や遊ぶ楽しさを知っていただける内容や、楽しみながら公園概要や遊水地機能について理解を深めてもらえる「遊水地検定」を実施しました。



(ウ) 健康づくりやレクリエーション型のスポーツメニューの提供による利用促進

ウォーキング等の散策やテニスなどのスポーツ活動による健康づくりを目的とする公園利用者、平日の親子での利用者など、日常的なリピーターの満足度を高めるためのサービスを提供します。

▶高齢者や障がい者を対象とした健康スポーツ教室の開催

- ・【**継続**】シニア向けテニス大会、ベタンク教室、グラウンド・ゴルフ教室（年2回）を開催し、高齢者の健康づくりに貢献します。

▶スポーツ施設の平日利用の促進

- ・【**継続**】土日祝日を中心に利用されている多目的グラウンド、少年野球場、テニスコートの平日利用を促進するため、地域のマラソン大会や運動会、ウォーキング大会の誘致や近隣大学サークル等の利用団体の誘致を行います。

▶プロスポーツ選手による子ども向けスポーツ教室の開催

- ・【**継続**】元プロサッカー選手等が参加する野球・サッカー教室を開催し、子どもたちがプロスポーツに触れる機会を提供します。

▶周辺住民の健康づくりに役立つイベント

- ・アウトドアフィットネス教室や3遊水地を巡るウォーキングイベント等のイベントを開催し、新規住民等にも積極的な広報を行い、周辺住民の誘客を図ります。

【実績】ウォーキングマップ

境川遊水地公園では、運動施設を利用される方の他にも、3つの遊水地の園路や外周をウォーキングで利用する方が多くおられます。そこで、ウォーキングをする際の距離や時間など目安を設ける事で、もっと楽しんで施設を活用して頂ける様、ウォーキングマップを作成しました。

- ・表面は開園10周年記念事業で作成したスタンプラリーマップを発展させた広域ウォーキングマップ
- ・東西の駅、主要道路からのアクセス（距離・所要時間）
- ・かわいいイラストを入れた施設等の解説、周辺情報
- ・裏面に各遊水地の園内距離マップ（ウォーキングコースの提案）

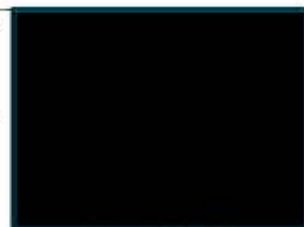


▶サイクリスト向けサービスの充実

- ・【継続】サイクリングロードに隣接するポケットパークに、写真・動画共有アプリ「インスタグラム」等への投稿を意識した写真撮影ポイントの案内サインを設置します。サインにはマナー向上のメッセージを付記します。

(エ) 継続的なイベントや企画展示等の実施

- ・本公園を訪れるきっかけづくりとして、花植え・花壇づくり活動、地元にも伝わる相模風の特別展示、七夕飾り展示、ふれあいフェスタ、クラフト教室等、継続的なイベントの実施や企画展示等により、年間を通じたにぎわいを創出します。
- ・クラフト教室については、ビオトープの維持管理作業で発生するヨシ、ガマ、ジュズダマ、クズ等の園内発生材を有効活用します。



クラフト教室

(オ) 公園利用者に対する弁当配達情報提供の継続

- ・公園近隣に飲食店が少ないことによる利用者の不便解消のため、公園まで弁当類を配達いただける店舗（令和6年度現在：5店舗）を公募し、サービスの向上と地域の活性化を図ります。

(2) 有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

ア 実施方針

自動販売機については、利用者サービスの向上や夏期の熱中症対策のため、利用の多いエリアを中心に設置します。また、専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託し、販売品目や防犯対策、省エネ等について適切に指導します。

イ 利用者サービスの向上や夏季の熱中症対策に資する自動販売機

▶販売品目及び台数

販売品目	台数(台)
清涼飲料水	8
アイスクリーム	2
合計	10



自動販売機の防犯対策

▶事故防止対策

●防犯システム

次のような防犯対策を講じます。

- ・現金盗難防止のための各種ロックを設置
- ・高頻度の現金回収の周知
- ・防犯カメラ（ダミーカメラを含む）や警報器の設置
- ・地元警察との連携（情報共有、迅速な通報（被害届）、重点パトロールの依頼等）

●転倒防止

- ・地震等による転倒防止のため、JIS規格『自動販売機の据付基準』に応じた据付方法で固定し、利用者の安全を確保

▶各種機能

●継続して実施する取組

- ・災害支援ベンダー（大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を利用者に無償提供）
- ・バリアフリー対応（車いすでも購入しやすい機種）

●新規に実施する取組

- ・【継続】キャッシュレス対応
- ・【継続】自販機横に設置するゴミ箱はきめ細かな分別が可能なりサイクル対応のものとし、取組について看板等でPR（県の「プラごみゼロ宣言」に賛同した取組）。

（3）多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

ア WEBによる幅広い広報・PR

▶ホームページ・動画による広報・PR

- ・グループ代表ホームページ、境川遊水地公園ホームページでのイベント情報掲載、運営
- ・【新規】遊水地機能を分かりやすく説明するホームページ作成
- ・模型を用いた越流の再現や実際の越流後の園内の状況等に関する動画配信



動画配信コンテンツ

▶SNS・外部ホームページ等の活用

- ・Xによる洪水時の閉園・復旧情報、イベントや生き物に関する情報の提供
- ・県情報サイト「かながわ Now」「かなたび」「PLANET かながわ」「らくたび」等への掲載
- ・【継続】サカタのタネ会員向けのメルマガの配信

【実績】公園ホームページの改訂

公園ホームページをはじめとする各種媒体を利用した広報活動により、ホームページのアクセスの増加や、目標を超える公園利用者数を達成したことにより、平成28年～30年度の間に、3年連続し「情報提供・PR活動」においてS評価をいただいています。また、令和2年度には、スマートフォンでより見やすいよう、公園ホームページを改訂いたしました。



改訂後のホームページのイメージ

イ 広域からの誘客のための広報・PR 活動

- ・テレビ、ラジオ、新聞、情報誌、ガイドブック等への情報提供、掲載
- ・鉄道事業者 XXXXXXXXXX への駅構内へのポスター掲示やリーフレットの配架の依頼
- ・シラサギのユウちゃん(公園キャラクター)を活用した PR 活動



シラサギの
ユウちゃん

【実績】小田急電鉄との連携協定締結

令和3年3月に、小田急電鉄(株)と、沿線の公園を対象とした「公園の魅力向上と公園を活用したまちづくりに関する連携協定」を締結し、

①公園の魅力向上と公園を活用したまちづくり

②公園を含めたまちの魅力発信

を連携して取り組んでいくこととし、公園の魅力向上や地域の活性化、PRなどの魅力発信を行い、地域に貢献していくこととしています。

ウ 地域ネットワークを活用した広報・PR 活動

- ・県広報紙「県のたより」、横浜市「広報よこはま」への掲載
- ・地域自治会の回覧板や掲示板への掲載
- ・地元小学校への回覧・掲示
- ・タウンニュースや泉区、藤沢市広報紙・区民施設（ネットワークメーリングリスト）等への掲載



デジタルサイネージ
(当公園のイベントの紹介)

エ スケールメリットを活かした広報・PR 活動

- ・県立公園を対象とした公募型のフォトコンテストを実施
- ・入賞作品を紹介する写真展を公園・病院などで開催
- ・グループ代表が管理する公園やビジターセンターの紹介、イベント情報、開花情報等をまとめたフリーペーパー公園情報誌「かながわパークナビ」（年2回発行）を県内の公園・公共施設に配架

オ 公園利用者数の目標値

公園の魅力アップや、上記のような広報、PR活動と合わせた様々なイベント等の利用促進方策により、公園利用者数は令和元年度比15%増の335,200人（令和8年度、以下同じ）を目指します。

目標値の設定は、俣野・下飯田遊水地と今田遊水地は施設の特性が異なることを踏まえて検討し、その内訳は以下のとおりです。

俣野・下飯田遊水地は、土日祝日には駐車場が満車になることが多いことから、徒歩の来園者について、令和元年度比10%増（64,700人）、その他の来園者（自家用車等）は、令和元年度比3%増（188,700人）を目指します。

今田遊水地は、開園直後の1年間（令和元年8月～令和2年7月）と比較し10%増（81,800人）を目指します。

公園合計 利用者数の目標	
年度	目標値（人）
R4	299,626
R5	308,519
R6	317,413
R7	326,306
R8	335,200

【令和7年度実施内容】

イベント等名称	実施 時期	場所	主催(共催)	内容 区分
おやこ野あそび教室～野原と水辺であそぼう！～	4月	園内		(イ)
相模風特別展示会①～子どもの目に見えて～	4-5月	情報センター		(ニ)
バードウォッチング入門(春)	4-5月	情報センター		(イ)
パークヨガ in 境川遊水地公園①	5月	園内(今田遊水地)		(ウ)
今田ママルシェ(春)	5月	園内(今田遊水地)		(ア)
ウォーキングを学んで境川遊水地公園を歩こう①	5月	情報センター		(ウ)
境川遊水地見学会	5月	情報センター・ビオトープ	共催：河川土木事務所	(イ)
境川遊水地 ☆夏の星空教室☆	5月	園内		(イ)
小さな石から～地域の色・地球の色・天然顔料を染しむ作品展～	6月	情報センター		(ニ)
境川遊水地 セ七夕	6-7月	情報センター		(ニ)
石から絵具を作って遊水地にくる野鳥を描こう！	6月	情報センター		(ニ)
県野ゴム堰と川の生き物観察会	7月	園内・境川		(イ)
水辺の生きものしらべ	7月	園内		(イ)
水辺で遊ぶ生き物観察会	8月	和泉川		(イ)
境川遊水地の自然模型を作ろう！	8月	今田管理センター		(イ)
原っぱの生きものしらべ ～バックとキリギリス～	9-10月	園内		(イ)
パークヨガ in 境川遊水地公園②	10月	園内(今田遊水地)		(ウ)
ハロウィン寄せ植え教室	10月	情報センター		(ニ)
ウォーキングを学んで境川遊水地公園を歩こう②	10月	園内		(ウ)
今田ママルシェ(秋)	10月	園内(今田遊水地)		(ア)
横浜F・マリノスサッカー教室	10-11月	園内		(ウ)
境川遊水地 ☆冬の星空教室☆	11月	園内		(イ)
ふれあいフェスタ	11月	園内(今田遊水地)		(ア)
境川遊水地写真展	12-1月	情報センター		(ニ)
クラフト教室「クリスマスリースづくり」	12月	情報センター		(ニ)
第2回 境川遊水地公園グラウンドゴルフ大会	12月	園内		(ウ)
クラフト教室「正月飾りづくり」	12月	情報センター		(ニ)
★初日の出観覧会★	1月	観覧橋		(ニ)
相模風特別展示会②～緑の良し野原を迎えよう！～	1-2月	情報センター		(ニ)
遊水地探偵団 大募集！	1月	園内		(イ)
バードウォッチング入門(冬)	2月	園内		(イ)
貝化石掘り体験	2月	ビオトープ		(イ)
楽し！鳥の観察会	3月	園内		(イ)
Let's play!!グラウンド・ゴルフ at 境川遊水地公園①～⑦	4・5・6・7・9・10・11月	園内		(ウ)
花とみどりのフォトコンテスト入賞作品展	未定	情報センター		(ニ)

※今後の調整により変更することがある。

※参加費は、持ち帰りの作品や資料等があるイベントなどについて、実費程度を上限に設定する。

※内容区分は、以下のとおり。

(ア)新規開闢した今田遊水地でのイベント開催等による利用促進

(イ)ビオトープを活用した多様な環境学習機会の提供による利用促進

(ウ)健康づくりやレクリエーション型のスポーツメニューの提供による利用促進

(エ)継続的なイベントや企画展示等の実施による利用促進

※情報センターや河川でのイベントは、河川管理者と連携して実施する。

※いずれも主催は神奈川県公園協会・サカタのタネグリーンサービスグループ、共催がある場合はその旨を記載

計画書5「自主事業の内容等」

(1) 公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

▶管理事務所等での物販

下記品目について境川遊水地情報センターと今田管理センターにおいて、グループ代表が直営で頒布します。

品目	料金
(冊子)境川遊水地公園の野鳥	600 円
貝化石シート	200 円
境川周辺地域に関する歴史資料	200 円
鳥カード・昆虫カード等	50 円
ヤナギ染めバンダナ・ハンカチ	各 800 円・500 円
花とみどりフォトコンテスト入賞作品カレンダー	800 円

※料金設定はいずれも製作費の実費程度を目安とします



「境川遊水地公園の野鳥」・鳥カード・カレンダー

【拡充】「(冊子)境川遊水地公園の野鳥」の今田遊水地情報追記・改訂

- ・季節に応じて境川遊水地で観察できる野鳥を掲載した本公園オリジナルの冊子「境川遊水地公園の野鳥」は、特に人気が高く、老若男女問わず来園された多くの方が購入されています。本冊子は、本公園職員、地域団体による長年の野鳥観察記録を基に作成しています。



ヨシガモのメエクリブス(冬羽)～中央は移行中～生短羽(右)はナポレオンハットとも呼ばれる。
主、羽色によってエクリブスの雌雄はわかりません。羽の色や白など、体形から、他のカモ類との違いを認識してみてください。

今田遊水地野鳥情報(イメージ)

- ・出版後に開園した今田遊水地では職員が定期的に調査を行い野鳥情報の蓄積に努めており、令和6年度に、今田遊水地の野鳥情報を追加するなどして本冊子を改訂しました。

【実績】間引きしたヤナギで染めたハンカチ・バンダナの販売

- ・間引きしたヤナギで染めたハンカチ・バンダナの販売等により、平成28年度業務評価「環境への配慮」でS評価を頂きました。
- ・製品には、遊水地機能や野鳥等の生息環境を保全するために間引きをしたヤナギの枝で染めたこと等を記すカードを添えるなど普及啓発効果を狙っています。



▶温水コインシャワー

スポーツ施設利用者の要望に応え、県が更衣室等の便益施設を設置し、温水シャワー施設を自主事業として運営してきました。引き続き、同施設の快適な運営を行います。

料金設定は、手軽に利用しやすいワンコインの料金とします。

営業時間	9:00～ 終了時間は季節に応じ設定	営業期間	4月1日 ～11月30日	設置台数	男2台 女2台
料金設定	使用料 3分 100円	設置場所	下飯田遊水地トイレ・シャワー棟		

計画書 6 「利用料金の設定・減免の考え方」

(1) 利用料金の設定 (有料施設がある場合のみ)

自動販売機の料金設定及び減免については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの料金や減免方策も考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定し、県藤沢土木事務所の許可を得て実施します。

▶ 自動販売機

専門業者へ設置管理及びフルオペレータを委託し、販売品目や防犯対策、省エネ等について適切に指導します。

販売価格	飲料 80 円～220 円程度 (カップ、缶、ペットボトルなど) アイス 150 円～220 円程度
実施体制	専門業者へ設置管理及びフルオペレータを委託
業務委託内容	商品補充、品質管理、容器回収、売上金収納管理、釣銭補充、機器修繕、事件や事故発生時(機器破損等)の対応
指導監督方法	販売品目、防犯対策、省エネ等について監督し必要に応じて指導／月次売上報告、機器の点検状況等について監督し、必要に応じて指導

(2) 減免の考え方 (有料施設がある場合のみ)

▶ 自動販売機

減免はありません。但し、大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を滞留者や避難者に対し無償で提供します。

計画書7「利用者対応・サービス向上の取組」

(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

ア 基本的な接客や利用者との対話の考え方

子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用していただけるよう、スタッフ全員が以下に掲げるおもてなし五箇条を理解・実践し、利用者との双方向コミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れる接客をします。グループ代表が公園の管理運営で培った接客ノウハウをもとに接客対応向上に努めます。公園利用者がこの公園を利用して「本当に良かった」と思える接客を目指します。

また、本公園では、ピオトープにおいて、野鳥などが生息する自然環境を保全し、バードウォッチングの魅力を発信することに特に力を入れていることから、朝礼などで日々の野鳥情報を全職員が共有し、利用者の案内を行います。



公園スタッフが
着用するユニフォーム

▶ おもてなし五箇条

- 【笑顔】常に明るく笑顔で応対します。
- 【挨拶】お客様に積極的に挨拶をします。
- 【身だしなみ】ユニフォームを着用し、名札を見やすい位置につけ、お客様に声をかけていただきやすいよう、身だしなみを清潔に保ちます。
- 【誠実】問合せや苦情には、相手の気持ちに寄り添い、誠意をもって応対します。
- 【カイゼン】お客様との対話を通じて利用者ニーズを把握し、サービス向上につなげます。

イ 接客や利用者との対話の具体的な取組

▶ 【継続】 利用案内の手引きの作成

- ・本公園の基本情報、利用ルール（テントの利用ほか）、施設（有料スポーツ施設等）やサービス（弁当類配達等）の利用案内、野鳥や花などの自然のみどころ情報、周辺情報、交通案内等、利用者から聞かれることが多い事項を記載した手引きを作成し、全職員が携帯します。接客対応の際には、記載内容をもとに全職員が共通した認識で対応します。

▶ おもてなしバッグの携帯

- ・コミュニケーションボード、公園パンフレット、ゴミ袋、利用案内の手引きをいれた「おもてなしバッグ」を携帯し、様々な対応に備えます。

▶ 窓口での対応

- ・運動施設を利用される多くの方の受付について、適切な料金收受やお待たせしない笑顔の対応に努めます。（独自のマニュアルにより全ての受付スタッフが対応）

※運動施設の利用実績

令和5年度実績 少年野球場：143件、多目的グラウンド：345件、テニスコート：3,880件

▶ 電話やメールでの対応

- ・運動施設の利用に関する問合せが多いため、事務所内に施設利用状況表の掲示や問合せマニュアルを作成し、問い合わせに対して確実に答えられるようにします。また、拾得物や自然情報等については、情報センターと今田管理センターでデータベースを共有し迅速な対応に努めます。

▶情報の共有による利用者サービスの向上

- ・日々の朝礼や情報伝達ツール（事務所内の情報ボード、連絡ノート）、所内会議（月1回）を活用してイベントや見どころ、維持管理作業計画等の公園に関する様々な最新情報に加え、利用者からの要望やご意見についてスタッフ全員で共有するとともに、より良い改善策を話し合い、サービスの更なる向上につなげていきます。遺失物に関しては、管理台帳によりスタッフ間で情報を共有し、「施設占有者のしおり（神奈川県警察本部）」に則り適切に処理します。

▶ユニバーサルなサービスの提供

- ・子どもから高齢者、障がい者、外国人等、誰もが安心・安全・快適に公園を利用いただけるよう、ユニバーサルなサービス[※]を提供します。※詳細は計画書7(3)に記載

ウ 公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

すべての利用者が公平・公正に気持ちよく公園を利用いただけるよう、条例や規則に違反している場合や危険な行為、他の利用者の迷惑となる行為等のもとより、本公園では犬のノーリード、無許可でのドローン使用なども禁止しています。

ポケットパークに隣接するサイクリングロードのサイクリストが安全に走行するよう道路管理者と情報を共有し公園利用者の安全対策に努めます。

▶利用ルールの策定

条例や規則等に規定された利用ルール以外に、利用者間の調整等のために策定が必要なルールについては、利用者や利用団体等から多様な意見を聴取し、県とも協議したうえで、公平・公正な利用ルールを策定します。

<利用ルールの主な項目>

項目	主な指導内容
利用マナーの向上	ボイ捨て、不法投棄、火遊び、車等の乗り入れ、破壊行為、立入禁止区域への侵入、ドローンの使用等、犬のリード着用
施設の適正な利用方法	運動施設、【継続】今田遊水地の広場等
受動喫煙に関するルール	健康増進法及び神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例に基づいた屋外での配慮及び特定の施設における禁煙
園内の自然環境の保全	釣りの禁止、動物を捨てる行為の禁止等

▶利用ルールの周知等

これらの利用ルールはピクトグラムを用いるなどの工夫をしながら、園内看板、ホームページ、パンフレット等で広く周知します。対面でルールを説明する際は、複数での対応を基本とし、相手の立場、気持ちに配慮して対応します。

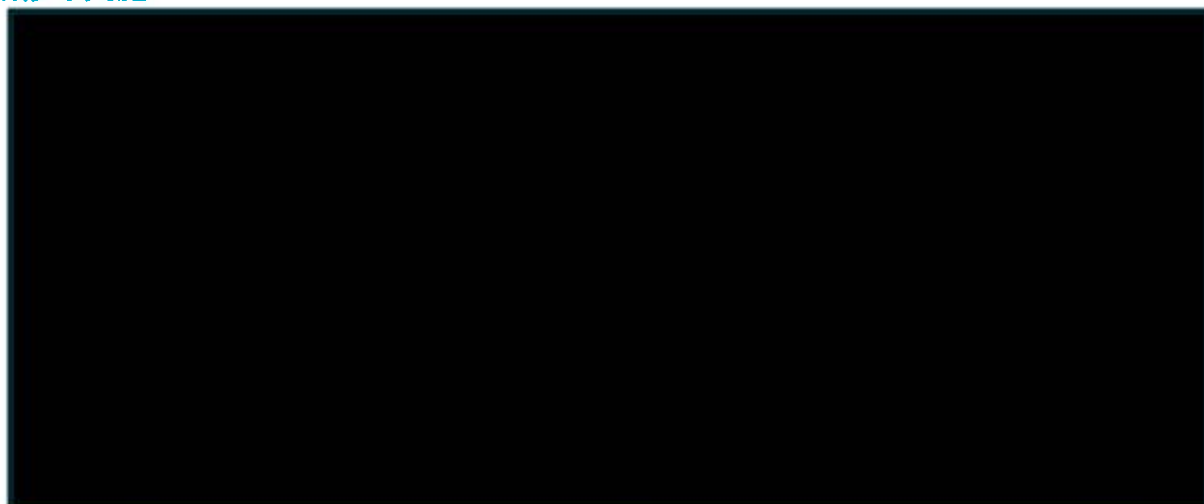
エ マニュアルの整備や研修によるスキルの向上

ホスピタリティ溢れる接客をするため、接客マニュアルの整備と研修を行います。

▶接客マニュアルの整備

言葉づかいから身だしなみ、電話対応、クレーム対応まで、接客対応に必要な内容が網羅された接客マニュアルをグループ代表本部で整備しています。

▶研修の実施



(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

公園を利用されている利用者のみならず、これから公園を利用する可能性のある潜在的利用者を含め、「①ニーズや苦情を的確に把握」「②分析」のうえ、「③運営を改善」することで、「④利用者満足度の向上、新規利用者の獲得」を図ります。



苦情・要望データベースの構築

- ・グループ代表では、専用のデータベースソフトを用いて、グループ代表が管理する公園の苦情や要望等の対応事例を蓄積しています。対応事例をニーズの分析に活用するとともに、事例を蓄積していき、全公園の対応力向上を図ります。

【実績】利用者ニーズを踏まえた運営改善の具体例

本公園では、実際の利用者ニーズに応じて下記のとおり運営を改善しました。

今田遊水地における 園内放送	・来園者からの要望を受けて、犬連れの利用者やスポーツの練習を行う利用者等へのマナーの呼びかけ等を園内放送にて定期的に行うこととした。
お弁当の配達情報の 案内	・利用者アンケートにおける周辺に飲食店がなく不便であるという声を受けて、当公園に弁当類を配達可能な店舗を募集し、その情報を公園HPや窓口で案内することとした。

（3）外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

外国の方への多言語での対応に努めるほか、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮、高齢者への配慮、子育て世代が安全・快適に利用できる環境を整え、ユニバーサルな対応を推進します。バリアフリー対応の状況やユニバーサルな対応の内容はホームページやパンフレット、園内看板等で情報提供します。

また、公園利用者や外部の専門家との対話や意見聴取の機会を積極的に設け、常にサービスの改善に努めます。

ア 外国人利用者への対応

本公園が所在する横浜市・藤沢市とも「多文化共生のまちづくり指針」に基づき、外国人も暮らしやすいまちづくりを目指しています。当公園では、次の取組により、外国人にとってわかりやすく、快適・安全な利用環境を提供するとともに、 と連携した外国人モニターのチェックにより、利用環境の向上に努めます。



自動翻訳機



ピクトグラムの例

【利用案内】 標識類の多言語対応（QRコードを活用）／翻訳機器や翻訳アプリの導入／コミュニケーションボードの設置／

を参考に「やさしい日本語」を用いた各種案内の導入

【安全確保】 作業時の制札や立入禁止区域のピクトグラム・多言語表記や「やさしい日本語」表記

イ 障がい者への対応

合理的配慮により、障がいのある方（身体、知的、精神、心身の機能障害等）とその家族、支援者、介助者等が利用しやすいサービスを提供し、心のバリアフリーを念頭に置いた利用者対応に努めます。

■物理的環境への配慮

パークセンターで車いすの貸出／バリアフリーマップの提供／園内への車両乗入れ対応／身体障がい者向けサービスの周知／車いす利用者の目線を意識した展示の作成

■意思疎通の配慮

【視 覚】点字のパンフレットの導入／読み上げ機能に配慮したホームページの運用／神奈川県「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成

【聴 覚】職員による対応／コミュニケーションボードの設置／筆談対応／電話以外の問い合わせツールの用意（ホームページ、メール、FAX）

【その他】「ほじょ犬マーク」の表示／知的障害者等との会話は、ゆっくり、丁寧に対応／障害者の支援者、介助者等も含めた丁寧な対応

ウ 高齢者への対応

本公園の周辺地域では高齢化率が上昇しており、ご高齢の方の来園も多いため、情報センターと今田管理センターにおいて、車椅子の貸出を行うなど、高齢者が利用しやすい環境を整えます。

車いすの貸出／職員による対応／パークセンターでの老眼鏡等の貸出

エ 子育て世代への対応

候野遊水地の噴水広場や今田遊水地の芝生広場を中心に親子連れの利用が多く見られます。誰もが楽しめる公園として、授乳室のご案内等により子育て支援策を充実します。

情報センター内に授乳スペースの設置／子ども用便座の設置／小便器へ男児用の踏み台の設置／掲示物へのルビ振り

（4）神奈川県手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例の制定を受け、グループ代表本部において職員を窓口配置するほか、コミュニケーションボードの活用や筆談や大きな声で対応する用意ができていたことを示す「耳マーク」をパークセンターに掲示します。手話を使いやすい環境をつくるため、行うほか、利用者への手話の普及啓発に取り組みます。

手話の使用環境、聴覚障がい者の利用環境向上	・職員による対応 ・コミュニケーションツール（コミュニケーションボード）を設置 ・電話以外の問い合わせツールの用意（メール、FAX）

▶提案内容の実現に向けたバックアップ体制

●本部のバックアップ体制

グループ代表本部では、接遇対応や手話の普及等を推進する担当部署を設けており、各種研修の実施体制を整えています。

●公益事業としての予算の充当 益事業としての予算の充当

ピクトグラムを設置や点字パンフレット、4 か国語対応のホームページ導入等にあたり、指定管理料のほか、グループ代表の公益事業の独自財源「SDGs推進事業積立資産」を充当して予算を確保します。

計画書 8 「日常の事故防止、緊急時の対応」

(1) 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

日常の事故防止の取組としては、リスクの最小化を目的としたリスクマネジメントの考え方を取り入れ、事故等の発生を未然に防ぐ予防的対策を実施します。

事故や不祥事等が起きた際にはクライシスマネジメント（危機管理）の考え方を取り入れ、被害の最小化、安全確保を図ります。その後は、発生原因等の分析を行いリスクマネジメントや危機管理に反映し継続的な業務改善や再発防止を図ります。

大雨や洪水への対応	遊水地という洪水被害の軽減を目的とした施設のため、大雨等の状況について、気象庁、インターネット、メールサービス等から情報の収集を行い、河川から越流した場合の対応に備える。 また、気象庁からの大雨等の発表状況に応じた、大雨洪水時対策活動体制を昼夜問わず配備し、河川管理者の県藤沢土木事務所と綿密に連絡を行い公園の安全管理を実施する。
広大な園地における死角への対応	遊水地という特性から平坦な地形だが、広大な園地のため、見えない箇所もあり、園内に設置している監視カメラの活用や、職員による目視の確認を実施する。
台風等の強風後の倒木の対応	高木の本数は少ないが、樹木が利用者に近接していることから、日常点検での確認や倒木処理は迅速に実施する。
施設の老朽化への対応	園内の有料運動施設、園路、門扉、ベンチ、フェンス等の老朽化

ア 事故防止の体制

園長を危機管理責任者と定め、下記のような体制により、関係機関や地域団体等と連携し、情報共有や巡視等の徹底を図り、事故等を未然に防ぎます。

事故不祥事防止会議 グループ代表本部及び各園長等で構成し、これまでの公園管理ノウハウと事故やヒヤリハット事例をもとに事故情報の共有と再発防止策を検討・実施します。（原則月1回）

定例主任会議・毎朝の作業前ミーティング等 月1回、園長・副園長・総括管理主任・公園管理主任・業務主任による会議を開催し、各月の作業計画や作業内容

に応じた安全管理事項の確認、他公園での事故事例の共有等を行い、安全管理レベルの向上に努めています。

▶ リスクマネジメントの考え方

リスクマネジメント＝事故等の発生を未然に抑える管理 クライシスマネジメント＝事故等発生二次被害を最小限に抑える管理

リスク抽出	リスク分析・対策	業務への反映と研修
業務上のリスク洗い出し	緊急度に応じたリスク分析	対応結果へのハザードマップへの反映
利用者・職員の視点の採用	急を要する事案への即時対応	事故・不祥事防止会議、ミーティング
過去の事故、ヒヤリハット履歴確認	長期的な対応への暫定措置、県協議	リスクマネジメント研修による意識向上

＜本公園におけるリスク分析と対策例＞

リスク対策	リスクの事象例	具体的な対策例
回避	倒木による人身被害 荒天時の作業事故	枯損木や台風等の強風後の倒木の早期発見と除去 天候に合わせた作業計画の策定
低減	刈払いによる飛散物	飛散防止具の使用、飛散リスクの低い器具使用
移転	専門知識を有する施設の不備 高所作業を行う作業 堤防法面の草刈り作業	専門業者への委託

イ 具体的な事故防止の取組

（ア）施設別の安全対策

日頃の巡視点検を安全管理の基本ととらえ、点検と連動した速やかな安全対策を行います（詳細は、計画書3（2）イの「施設の安全・安心・快適な利用に資する維持管理」に記載のとおり）。

“慣れ”と“見落とし”を防ぐ工夫 毎日3回、異なる職員が園内全体のパトロールを実施し、慣れや見落としを防ぎます。

「全園一斉施設点検パトロール」 グループ代表の公園管理運営士資格を有する職員による施設点検を行い（年1回）、その結果を公園職員と共有し、改善策を共に考え、実行します。

主な施設	安全管理のための具体策
有料運動施設等（少年野球場・多目的グラウンド・テニスコート・芝生広場等）	・スタッフによる日常点検の他、月1回の重点点検を実施し、目視の他、門扉や転落防止柵等の触診や動作確認等を実施し点検、修繕記録簿を作成 ・少年野球場やテニスコートのネットの状況 ・多目的グラウンドや少年野球場、芝生広場等の不陸の確認と平坦性の確保 ・異常時は利用を中止し公園職員で修理、無理な場合には専門業者に依頼
園路・展望台・四阿等	・園路の不陸、陥没、段差の有無、 ・テーブル、ベンチ、デッキの腐食等点検

（イ）日常作業の安全確保

▶ 来園者に対する安全確保

作業時間の配慮	
作業エリアの確保	・明るい時間帯での作業エリア安全確認、安全性の高い刈払機の使用徹底、小石の飛散等が起きる可能性のある機械作業にあたっては、来園者が作業エリアに立ち入らないように立入禁止措置  刈払機
来園者への周知	・作業場所、作業内容等を看板等で来園者に事前周知

農薬使用の軽減と適正使用	・農薬の使用は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」、「病虫害雑草防除基準」に基づき安全管理のもとで実施
データベース化	・類似事故防止のため事故情報データベース化による施設間の情報共有

▶作業員の安全確保

●作業前：道具・体調のチェック、計画の作成・共有

- ・体調や作業内容、適切な服装や保護具の確認、視覚環境の確認（明るく見通しがきくか）
- ・熱中症防止のため、熱中症指数計の携行や、暑さ指数（WBGT）を加味した作業計画の作成（作業環境が悪い場合の事前中止や延期を含む）、水分補給、空調作業服導入の促進。

●作業中：確実な保護具着用、周辺安全確認

- ・労働安全衛生法に基づき、安全帯、ヘルメット等の適切な保護具（保護メガネ、安全靴、プロテクター）の着用します。
- ・作業内容に応じ、監視役の配置を行うとともに、適切な休憩を取ります。
- ・スズメバチ対策として、トラップ設置、ボイゾンリムーバー、駆除スプレーを携帯するとともに、スズメバチのアレルギー検査を受診

●作業後：ふりかえり、次回への反映

- ・ヒヤリハットの確認と次回作業への反映、適切な現場の片付け、後処理

ウ 防犯対策

（ア）園内での具体的な防犯対策

死角となる箇所での犯罪防止、施設へのいたずらや不法投棄防止等のため、毎日のパトロールを基本に、園内掲示や放送、警察との連携により防犯対策を講じます。

パトロールの充実強化 〇〇〇〇のパトロールや園内利用者からの情報により、園内の有料運動施設、園路、トイレ、四阿、門扉等の点検や死角となる草陰の定期的な環境整備の充実

（イ）地域と一体となった防犯対策

▶公園の活性化による防犯

来園者への積極的な声掛けなどで、顔の見える関係を築くとともに、地域に見守ってもらえる公園とし、犯罪を防止します。

▶地域の関係機関（市町村、自治会、警察、消防、学校等）との連携

犯罪や事故情報に関する情報の共有やイベント等の開催情報の共有を図り、地元の警察や消防、学校、自治会と顔の見える関係を構築します。

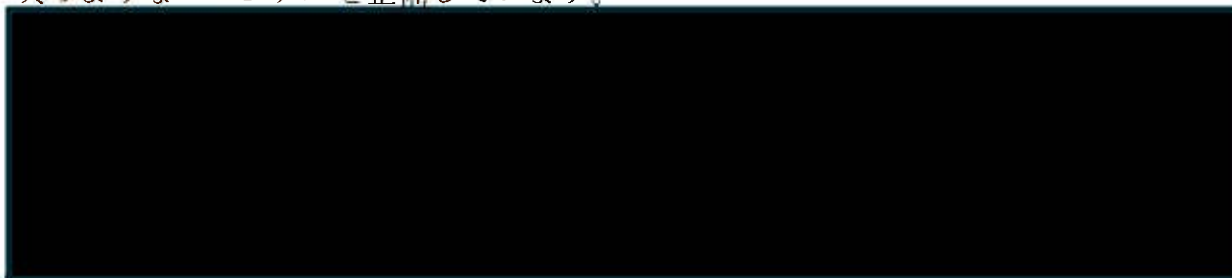
地元警察署・消防署との連携	遊水地公園の特性から、閉園後の夜間は利用者の安全確保を図るため、園内の出入り用の門扉は全て閉鎖し、翌朝開園の際に門扉を開ける作業を毎日行います。このため、夜間に事故や火災等の非常事態が発生した場合には緊急車両が入れないため、地元警察署、消防署に園長への緊急連絡先番号の周知と門扉の鍵を貸与し、非常時の迅速な対応が図れるよう文書で協力依頼をお願いしています。
子ども 110 番の家	子どもや女性、地域住民が何らかの犯罪被害に遭いそうになって助けを求めてきた場合などに、その人を保護するとともに、警察署、近隣小中学校、家族等へ連絡する等の措置を行う「子ども 110 番の家」に登録し、地域防犯の一翼を担います。

エ 火災への対応

- ・消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用
- ・建物施設が改変された場合等には必要に応じて計画の見直しの実施
- ・たばこの投げ捨て禁止や喫煙マナーの周知等、火気禁止のルール徹底
- ・定期的な消防設備の点検、日頃から電気製品及び周辺環境の整備(漏電防止の徹底)を行うとともに、必要に応じて消防署の指導を受けるほか、消防署の指導のもと消防訓練を実施
- ・不審者情報があった場合は必要に応じて巡視強化、警察への巡視要請

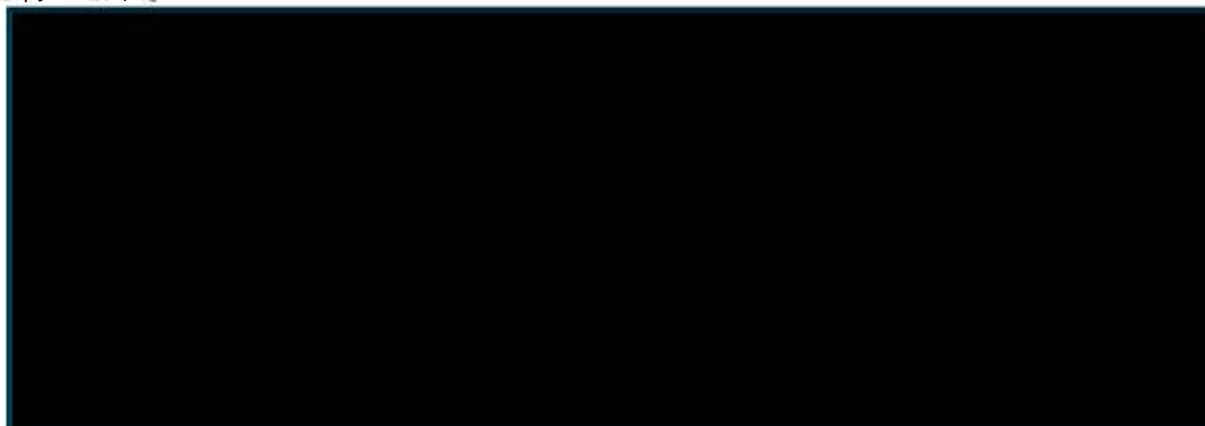
オ 安全管理のマニュアル等の整備

職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制を構築するため、次のようなマニュアルを整備しています。



カ 安全管理を確実に実行するための研修等

労働災害防止、安全と健康の確保のため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者を配置するとともに、OJT から外部研修まで、職員の意識や技能向上のための研修を行います。



キ 日常点検・集中的に実施する点検

日常点検では、園内及び外周道路のゴミ拾いや危険箇所(沈砂池、階段、スロープ等)・立入禁止地域(ビオトープ)の柵・各出入口の門扉・園内のベンチ・園路やグレーチングの段差等の安全確認と各トイレ、シャワーの詰まりや作動を行います。また、自販機の売切れ状況、空き缶の状態のチェックや季節に応じた危険生物(ヘビ、ハチ等)の早期

発見、情報収集と更に各有料運動施設（防球ネット、テニスコート、芝生等）の目視等による安全確認を行います。

集中的に実施する点検では、強風時に備えた看板や枯れ枝等の点検、集水桝や側溝の定期的な清掃を行います。

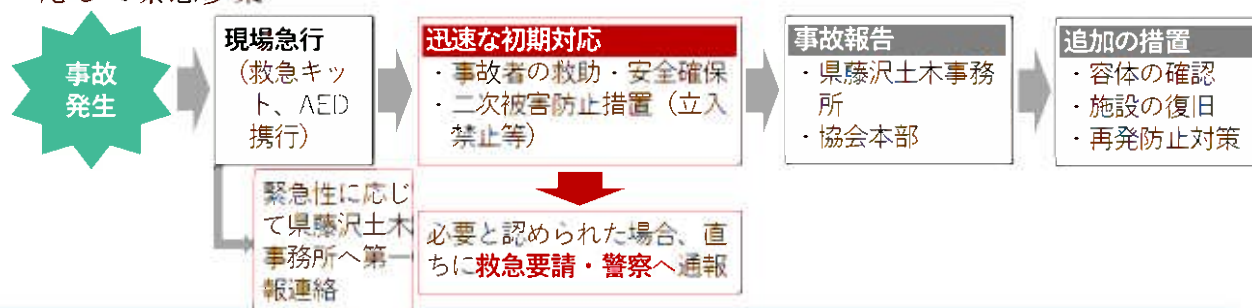
（２）樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

本公園は遊水地という特性から、樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害は、基本的に想定されませんが、園路や外周道路沿い等に高木が植栽されていることから、台風等の荒天時には倒木・落枝等の危険性があるため、日常のパトロールや重点的パトロールの際に安全確認を実施し対応してまいります。

（３）事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（対応方針には、利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）

ア 事故発生時 ～利用者の安全確保を最優先にした初期対応～

- ・迅速な初期対応により人命を最優先とした対応を行う
- ・事故を認知した時点で、職員が救急キット等を携帯して現場へ急行し、傷病者の応急措置を行うと同時に、必要に応じ救急車等の緊急車両の要請と車両進入路を確保
- ・二次災害防止のため、事故現場の立入禁止措置等を実施
- ・直ちに県藤沢土木事務所及びグループ代表本部に報告し、対応について協議
- ・夜間等、職員不在時は委託警備員と連携し、緊急連絡網により情報伝達し、状況に応じて緊急参集



イ 安全管理の妨げとなりうる事案（犯罪予告、不審者等）への対応

- ・事案の内容に応じ、関係機関と連携し、迅速に対応します。夜間等、職員不在時は、地元警察署、消防署との連携し園長に連絡があり、状況に応じて緊急参集し、対応します。

犯罪予告	・速やかに県藤沢土木事務所に報告後、警察等へ通報、相談 ・巡回の強化、利用者の避難誘導、施設の保全、記者発表やマスコミ対応について、県藤沢土木事務所と調整を図りながら対応
脅迫や不当な要求	・複数名で対応し、記録・警察等への通報など役割分担しながら毅然とした態度で対応 ・状況に応じて、グループ代表の顧問弁護士や警察署へ相談
不審物や不審者情報	・速やかに県藤沢土木事務所報告後、巡回の強化 ・不審者を確認した際は速やかに県に追加報告と相談し警察署へ通報 ・不審物の場合は、現場の安全確保を優先し、県への報告と相談後、警察署や消防署へ通報 ・不審者と思しき方への対応は人権に配慮し慎重に対応

●本公園での具体的な対応例

- ・本公園は多くの利用者がいる中で、トイレ周辺をうろつく、職員や他の利用者の口調が強いなど、不審な行動が見られる方もいます。そうした方がいた際には、背丈や服装等の特徴を職員間での情報共有を第一に、毎日のパトロールや窓口対応に反映させています。

ウ 外国人、障がい者、高齢者対応

▶安全管理上の配慮が必要な事項

- ・事案の内容に応じ、関係機関と連携し、迅速に対応します。夜間等、職員不在時は、地元警察署、消防署と連携し状況に応じて緊急参集し、対応します。

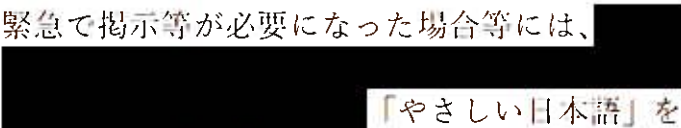
想定するケース	対象者リスクの事象例	対応内容
歩行が困難	高齢者、車椅子使用者、義足・人工関節使用者、視覚障害者、内部障害者、妊婦等	■バリアフリーマップを活用した段差の少ない園路の案内、誘導 ■貸出用車いすの提供 ■避難時の職員同行
情報伝達が困難	聴覚障害、言語障害 高齢者、子ども、外国人	■筆談、コミュニケーションボードの活用 ■注意喚起のチラシにはピクトグラムを掲載 ■自動翻訳機、「やさしい日本語」の活用
いつもと違う状況への不安、混乱	知的障害、精神障害、発達障害	■落ち着いた声で、ゆっくりとした会話

▶「やさしい日本語」と多言語表示

- ・立入禁止等の看板や来園前に注意を呼び掛けるSNS等では、多言語表記や「やさしい日本語」を活用し、情報へのアクセシビリティを向上。

元の日本語	やさしい日本語
こちらにおかけください	ここに 座って ください
直ちに避難してください	今すぐ 逃げて ください
倒木による危険箇所があり立入禁止	木が倒れています。危ないので

●災害時多言語情報作成ツールの活用

- ・緊急で掲示等が必要になった場合等には、「やさしい日本語」を含め、多言語の標示を行います。

けがを なおしてくれる ところ

First Aid

救護所

救護所

▶避難の補助、救護スペースの確保等

- ・車いすに加え、車椅子牽引補助装置を導入し、歩行が困難な利用者の避難、移動を支援します。また、情報センターの一角を救護スペースとして確保し、簡易ベッド等を常備します。

“救護所”を伝える「やさしい日本語」と多言語表示の例

エ 不祥事事案（個人情報流出、利用者等に対する傷害等）を認知した際の対応

■①不祥事防止策の徹底→②発生時の迅速かつ誠実な対応→③再発防止策

- ①組織として、日頃から研修などを通じて職員への不祥事防止の意識醸成を行うとともに、法令やグループ代表/当協会の「協会が保有する個人情報の取り扱いに関するガイドライン」など各種規定やガイドラインに基づき適切に業務を遂行することを徹底
- ②不祥事が発生した場合は、すぐに被害の拡大防止と状況の把握を行うとともに、組織として責任と誠意を持って、役割分担しながら、被害を受けた方への連絡と謝罪、県への報告と早急な対応策の実施、警察やマスコミ対応などを行う。また、被害者の損害についても誠意を持って対応
- ③その後は再発防止に向けて原因の究明や対策の検討等、組織として業務への反映や改善

計画書9「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

(1) 急病人等が生じた場合の対応

園・館内で急病人やけが人が生じた場合には、「安全管理マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図ります。

ア 急病人が生じた場合の具体的対応

▶ 対応の流れ



▶ 主な傷病人対応の具体例

有料運動施設内の怪我等、園路等での転倒、水辺（噴水広場、せせらぎ水路等）での怪我、ハチ刺され・救急搬送など公園の特性に合わせた具体的な対応を記載

傷病の事象	対応
有料運動施設内での怪我等	打撲・擦傷等症状の確認・応急処置・救急搬送
園路等での転倒水辺（噴水広場、せせらぎ水路等）・救急搬送	応急措置・本人確認後必要に応じ救急搬送
ハチ対策	水洗い、ボイズンリムーバーの使用、ステロイド剤等の塗布、アレルギーチェック・救急搬送
熱中症対策	濡れタオル、冷却剤等の持参及び屋内、日影への誘導・救急搬送

▶ 近隣医療機関の情報把握と提供

本公園近隣の病院等の連絡先、診療科、休診日や休日診療の有無等を把握し、救急要請が必要ない場合においても、速やかな情報提供ができるように体制を整えます。

イ 救命に関する職員研修と備え

パート職員を含め、全職員がAEDや応急手当に関する知識や技術を取得し、緊急時に適切に行動できるように以下の講習会等も受講します。

職員は



救急救命講習の様子

(イ) 防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

年1回実施する防災訓練の中で、避難訓練、消訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。

【継続】 幼児安全法について

園長、副園長等が、こどもに起こりやすい事故の予防と手当について、乳幼児の一次救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック（除細動）、気道異物除去）、こどもの病気と看病のしかたについて学びます（幼児安全法支援員の資格取得）。

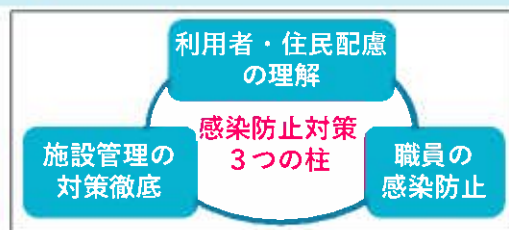
(ウ) AEDの確実な配備

境川遊水地情報センター、今田管理センターに各1台ずつAEDを設置します。また、救急キットを常備して必要に応じて応急処置を行います。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

ア 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための取組

新型コロナの感染症法上の位置付けが5類に見直されたことから、見直し後の県の対応に応じた感染防止の取組を実施します(感染防止対策取組書の管理事務所等への掲示等)。



(ア) 日常利用における感染防止対策

当公園における感染症対策

- 換気、3密回避、手指衛生に留意
- お客様と接する場合、職員はマスク等を着用
- 入口に自動検温器、手指消毒剤を設置
- 窓口等に飛沫防止のシート設置
- 感染防止対策取組書を入口に掲示
- 職員が体調不良の際は、無理せず自宅で休養
- 職員が感染した場合は自宅等で療養
- 感染が急拡大している時期等には、対策強化も検討



(イ) 感染防止を徹底するための各施設の管理

▶各施設共通の対応

当公園における感染症対策

- 入口に自動検温器、手指消毒剤を設置
- 窓口等に飛沫防止のシート設置
- 利用者が列になる部分には距離を示す目印を表示
- 大声での会話、密接した会話を避ける
- 会議室等申込書に感染症対策への協力依頼を記載



(ウ) イベント時の対応

▶イベント共通の対応

- 換気、手指衛生に留意
- お客様と接する場合、職員はマスク等を着用
- 入口に自動検温器、手指消毒剤を設置
- 窓口等に飛沫防止のシート設置
- 感染防止対策取組書を入口に掲示

▶観察会等体験イベント（例：バードウォッチング入門等）

- 説明や案内等を行う際は拡声器等を使用するなど飛沫の発生、密集・密接を防ぐ

▶屋内の体験イベント（例：クラフト教室等）

- 講師のマスク着用
- 参加者同士を対面させない
- 家族単位での着席

(エ) 職員の感染防止対策

- (体制) ■各園の安全衛生責任者（安全衛生推進者）を感染症予防の責任者とし、職場でのルールの周知を図る
- (対策) ■換気、手指衛生に留意 ■窓口等に飛沫防止のシート設置 ■お客様と接する場合、職員はマスク等を着用
- (健康状態による対応) ■体調不良時は無理をせず、自宅で休養 ■職員が感染した場合は自宅等で療養
- (働き方) ■可能な場合はテレワークを検討

(オ) 利用者の感染が判明した場合の対応

- ・利用者から感染の報告があった場合は、必要に応じて県藤沢土木事務所、県都市公園課、グループ代表本部に報告

(カ) 災害時対応

大規模災害発生時には、公園の施設に帰宅困難者等の滞留、情報センター、今田管理センターでの受け入れが想定されます。県又は市の要請に応じて避難者の受け入れを行う際は、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した対応をとります。

【受入時】	【専用スペースを設けた受入れ】	【物品の備蓄】
・避難施設の窓口に受付を設け、非接触型体温計を用いた体温計測 ・受付対応する職員は、マスクを着用	・情報センターの一部の部屋を体調不良者専用スペースと定め、感染拡大の防止を図ります。 ※想定専用スペース：多目的ルーム	・非接触型体温計 ・マスク ・消毒液 ・消毒用手袋 ・間仕切り用簡易用テント

イ その他の感染症等の対策

感染症等の被害防止を図るとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など迅速に対応します。

< 想定する感染症等 >

ノロウイルス 売店、イベント時の 食品出店	・調理者の健康管理の徹底、調理者の調理前後・トイレ等時の手洗いの徹底、調理場所・器具の消毒（次亜塩素酸ナトリウム）や熱湯消毒 ・嘔吐等処理の備えとして、処理セット（手袋、ビニール、消毒液等）を常備
蚊媒介感染症（ジカ熱、デング熱）	・不要な水たまりをなくす（バケツ、植木鉢、竹の切り株等の水除去） ・注意看板の設置（蚊への対策について注意喚起） ・虫よけスプレーの貸し出し（パークセンター等で貸出用のスプレーを常備）
鳥インフルエンザ	・通常時：不審死した野鳥を見つけた場合、マスク、使い捨て手袋を装着して、死亡した鳥を素手で触らずに密閉し、段ボール箱などに入れ倉庫等に保管後、行政センター（自然環境保全課）に報告 ・県内で発生した場合等：不審死した野鳥を見つけた場合、来園者が触る恐れがあるため、半径10m以上について出来るだけ立ち入り制限処理を行った後、行政センター（自然環境保全課）に報告

計画書 10「災害への対応（事前、発生時）」

（１）異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

異常気象に対しては、公園利用者や関係者（公園内事業者やボランティア活動者等）、周辺住民、公園職員の人命を最優先に判断し行動することを対応方針とします。

大雨や洪水、台風などの風水害に対しては、県や横浜市、藤沢市の地域防災計画、神奈川県水防計画とともに、グループ代表が作成した [REDACTED] に基づき、事前の備え、初動から発生時、解除後の応急復旧・報告の各段階をタイムラインに沿って、迅速かつ適切に対応します。

ゲリラ豪雨や雷など、リスク出現から被害発生までのリードタイムが極めて短いリスクについては、情報収集後、速やかに避難誘導等を行います。

熱中症警戒アラートや高温注意報が発表された場合は、公園利用者に園内放送等で注意喚起を促すとともに、作業員の熱中症対策を特に入念に実施します。

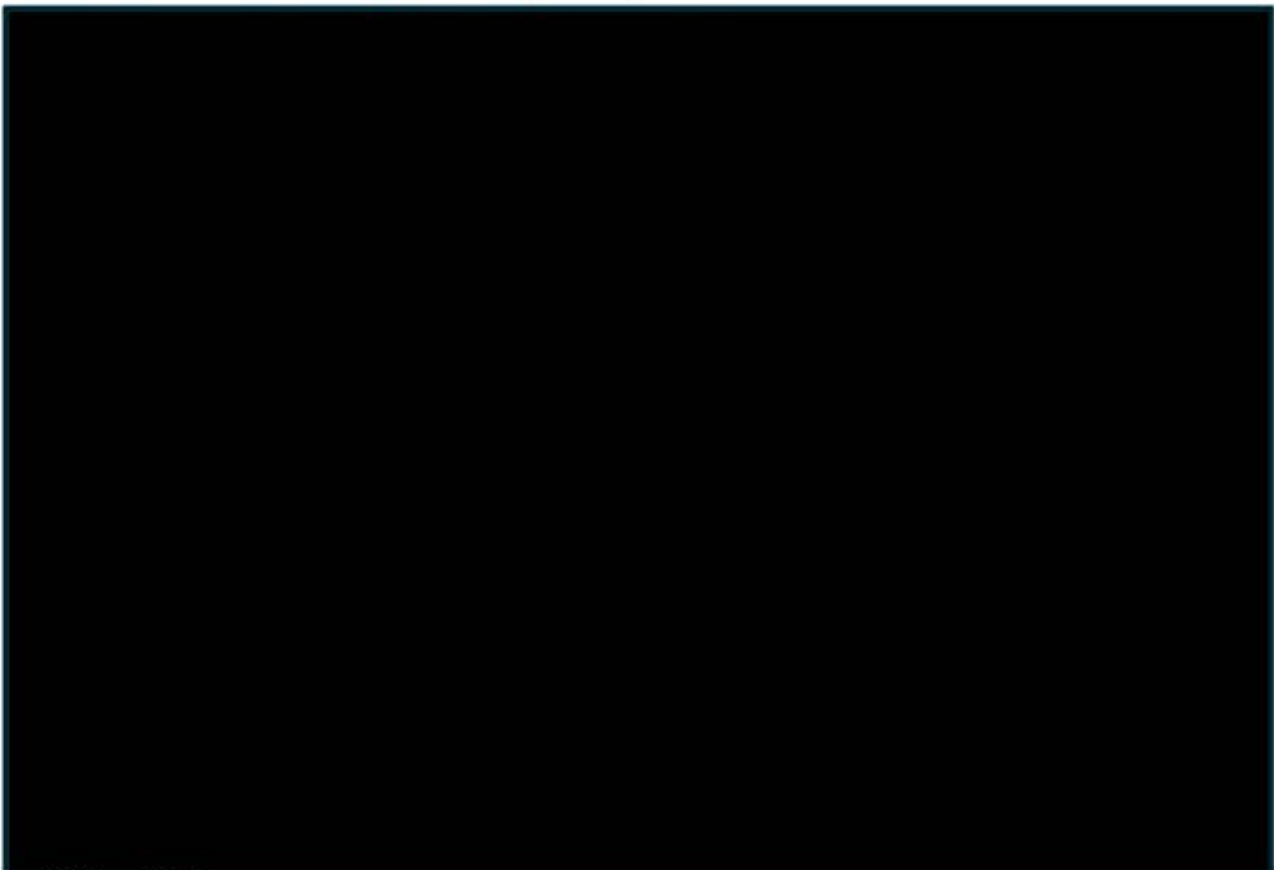


ア 台風の接近、大雨洪水に関する対応

▶ 的確な情報収集

テレビや関係機関からの情報、気象庁の「高解像度降水ナウキャスト」、境川流域の横浜市・相模原市・藤沢市・大和市のメールマガジン「防災」、県藤沢土木事務所公表の水位、雨量データを活用しリアルタイムな情報収集

▶ タイムラインに沿った具体的な対応（台風の例）



▶ 体制の整備

- ・非常事態が予想される場合や県から指示があった場合には、職員の安全を確保したうえで夜間待機。また、翌日早朝等にパトロールを行い、速やかに県に報告。
- ・早朝等勤務時間外に発令された場合には、職員の安全確保、交通機関の状況を考慮しながら必要に応じて園長が総括責任者として職員を招集

※異常気象等の災害発生時の体制は、計画書 8 (1) アの事故防止の体制に基づき対応

【実績】 停電時の電力確保

令和元年に発生した台風 15 号・19 号においては、停電による被害が全国的な課題となりましたが、本公園においては、直接的な風水害への対策に加え、必要な電源確保のための対策を講じ業務継続性を担保しました。

発動発電機の活用

- ・停電となったが、情報センター内の建物電源確保については非常用発動発電機が作動し、[] できることを確認した。
- ・イベント等で使用する発動発電機を停電時の電源としても活用する。

▶ 水防時の避難誘導や公園の利用制限

利用者の安全確保のため、大雨・洪水注意報もしくは警報の発表等の状況に応じて、大雨・洪水時の避難誘導及び公園の利用制限を以下の方針で実施します。

注意報発表時	利用制限	・状況に応じて外周門扉を施錠し出入り口を制限 ・園内の 1 次池（自然創出ゾーン）の調査や学習の利用を中止 ・降雨等の状況により遊水地内駐車場を閉鎖
	避難誘導・連絡	・[] ・園内の巡視や園内放送、注意報発表看板の公園入口への設置により、利用者へ注意報発表の周知
警報（注意報）発表時	閉園	・状況に応じて公園利用を中止
	避難誘導・連絡	・園内巡視や警報発表時看板の設置、園内放送による利用者の確認・誘導・避難 ・気象情報等により越流が想定される場合、所有車が確認等できない未退出車両は、必要に応じレッカー業者に依頼し安全な場所に移動
	情報収集	・監視カメラを用いた園内の確認 ・パソコン等による情報収集
越流時	状況確認	・公園外周や監視カメラにより、越流状況と侵入者の有無を確認
	安全確保	・[]
注意報（警報）解除時	安全確認	・園内を巡視点検し、異常の有無を確認
	制限解除	・安全が確認された場合、県藤沢土木事務所に連絡し、速やかに開園
	利用規制 安全確保 清掃	・園内に越流等が認められた場合、県藤沢土木事務所へ連絡し、閉園や利用制限を継続 ・安全点検及び清掃後、県藤沢土木事務所と協議の上、開園

イ ゲリラ豪雨や雷等への対応

▶ 情報収集

- ・アと同様。

▶ 利用者への注意喚起等

- ・大雨や雷注意報が発令された場合には、園内放送による注意喚起、屋内退避等を呼びかけ

ウ 熱中症警戒アラートへの対応

▶情報収集

- ・環境省及び気象庁が発表する熱中症警戒アラートの情報を官庁HPや自治体メールマガジン等で確認
- ・アラートの発表がない場合でも、毎朝暑さ指数(WBGT)を確認し職員で共有

▶事前準備

- ・事前に危険性を確認した場合は氷を多めに準備
- ・熱中症応急セットを配備

▶利用者への注意喚起等

- ・グラウンド等の受付時や園内放送により休息や水分補給の呼びかけ
- ・大会主催者には、参加者への注意喚起を依頼するとともに、巡視により頻繁に参加者の体調確認を促す。

熱中症応急セット

保冷剤、タオル、スポーツドリンク（経口補水液）、うちわ等
※意識障害の疑いがある場合は、水分は与えない

空調作業服

職員の熱中症対策としてファンのついた空調作業服の導入を促進します。



WBGT(辻堂)	熱中症予防運動指数	公園での対応	
33℃以上 熱中症警戒アラート発表		利用中止の検討を呼び掛け	WBGT28℃以上の場合、熱中症予防のためのキャンセルは、 ペナルティ※の対象外とする(6/1～9/30)
31℃以上危険	運動は原則中止		
28～31℃嚴重警戒	激しい運動は中止	10～20分おきの休憩をとり水分・塩分補給を促す。 体力に自信のない方の運動軽減や中止呼びかけ	
25～28℃警戒	積極的に休憩	水分・塩分補給に加え、激しい運動の場合は30分おきに休憩をとるよう促す	
21～25℃注意	積極的に水分補給	運動の合間に水分・塩分補給を促す	

《出典：(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」2019》

※ペナルティの対象外：県の予約システムでは、直前キャンセル等があった場合、一定期間利用できなくなるペナルティが課せられます。グループ代表では県と協議し、熱中症予防を理由としたキャンセルの場合はペナルティの対象外となる運用を行います。

(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

ア 横浜市戸塚区または泉区または藤沢市内で震度4発生時

▶配備体制

- ・地震発生後30分以内（勤務時間外に発生した場合には、翌朝8:15までに県やグループ代表本部に報告できるよう参集に努める）にパトロール班を編成し、実施する。

▶初動体制

- ・園内パトロール、利用者の安全確認、機能点検の実施
- ・夜間のパトロールについては、境川遊水地公園ハザードマップに基づき実施する。
- ・負傷者がいる場合は、応急措置及び救急車の手配
- ・危険箇所等は立入禁止措置、園内放送等で利用者へ注意喚起、周辺交通情報等の確認が取れた場合は帰宅を促す。
- ・パトロール結果に基づき異常が確認された際は随時境川遊水地情報センターに報告
- ・勤務時間外であっても、被害があった場合は、県藤沢土木事務所へ速やかに報告
- ・周辺住民等の避難がある場合は、会議室、駐車場などで受入れを検討する。

イ 横浜市戸塚区または泉区または藤沢市内で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

▶ 配備体制（勤務時間内に発生した場合）

- ・原則として当日勤務している全職員が配備体制（総括責任者、次席責任者、パトロール係、支援係、連絡係）に基づき対応

・ [REDACTED]

- ・ 30 分を目途に初動体制を県藤沢土木事務所へ報告。

▶ 勤務時間外の参集体制

- ・ 園長は本公園に参集

・ [REDACTED]

- ・ 緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるように、職員は [REDACTED]

[REDACTED]

- ・ 職員は参集し次第、県とグループ代表本部に報告

- ・ 震災発生後、30 分以内を目標に参集できたスタッフが初動対応を行い、 [REDACTED]

[REDACTED]

- ・ 第一次応急体制の確立後、1 時間以内を目途に要点検箇所 の 巡視を行い、被災状況等を把握し、県藤沢土木事務所へ報告する。

県内震度 6 弱以上 の 場合、第 2 次体制として配備人数を増やすとともに、 [REDACTED]

[REDACTED] に対応

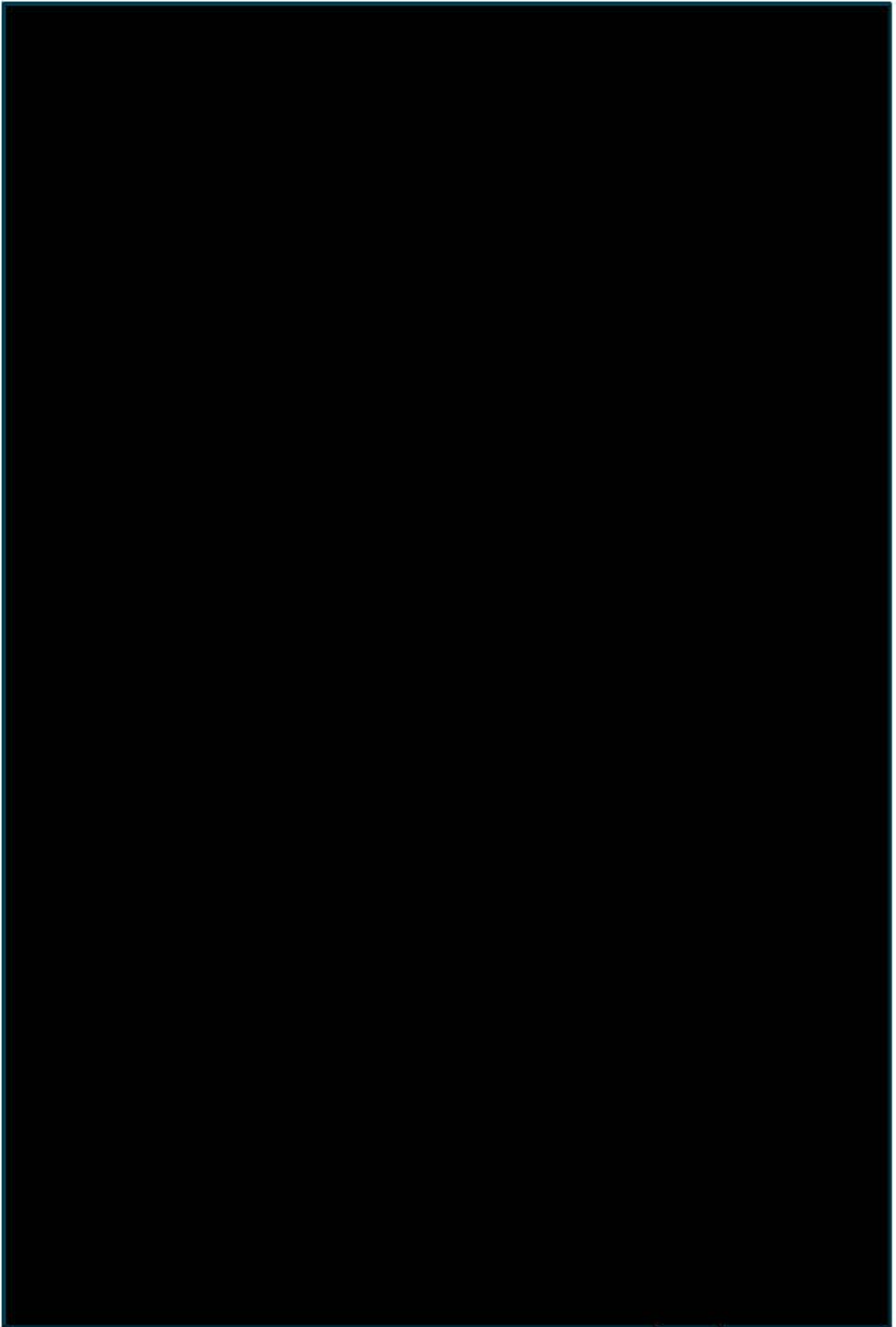
- ・ 夜間のパトロールについては、境川遊水地公園ハザードマップに基づき実施する。

（ウ）初動時～緊急時～復旧・復興時の対応

大規模地震発生時には、県が示す「境川遊水地公園の震災時対応の考え方」及びグループ代表の [REDACTED] に準じてタイムライン（防災行動計画）に沿って迅速かつ確実な対応を行います。

▶ タイムライン（防災行動計画）

[REDACTED]



▶タイムラインに合わせた対応の重点

初動時 発災から3時間後まで (管理事務所体制確立)	急を要する連絡調整に当たっては、 [redacted] 確実性を向上	
初動時 発災から3時間後まで (園内パトロール、避難誘導)	[redacted] 迅速な園内の状況把握 [redacted] 感染症対策を講じた滞留者の受入れ	
緊急時 発災から3日間 (応急対策業務)	- トイレ、執務場所、滞留者の受入場所等の電気、水道等ライフラインの復旧にあたっては地元企業との連携により迅速に対応 - 日頃から横浜市(戸塚区・泉区)、藤沢市や社会福祉協議会等と築いたネットワークを活かし滞留者支援	
復旧・復興時 発災から4日以降	- 避難者受入れ、ボランティア活動拠点など、多岐にわたり想定される公園の活用状況に合わせ、関係機関と連携した柔軟な対応 - 復興時には、近隣住民の憩いの場となるよう特に衛生面に配慮し避難スペース等の清掃管理を徹底	

(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方(地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等)

ア 災害に備えた事前対策

(ア) 基本的な考え方

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

【継続】迅速な情報収集

従来の情報元に加え、[redacted] を用いた情報収集を行います。

▶災害情報の受発信

地震警報機能付きラジオやテレビに加え、新たに防災行政無線同報系戸別受信機(防

災無線の無い横浜市は除く）、スマートフォン等向けアプリケーション、携帯電話への横浜・藤沢市災害情報配信メールSNS等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

▶災害対策マップの活用と更新

災害対策マップとして、災害用施設マップを作成し、緊急時に来園者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう掲示板などに明示します。マップは公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

（イ）震災時利活用施設等の維持管理

施設	想定される利活用	管理方法
情報センター（会議室、ホール、多目的ルーム）	救護措置、一時避難、応援・復旧・復興活動の支援	建築物点検、太陽光発電、蓄電池の点検
多目的グラウンド・少年野球場・芝生広場・芝生広場・中央広場・草の広場	一次避難復興活動の支援	緊急車両の進入路の支障物の撤去、周辺園路の維持管理
駐車場、臨時駐車場	物資置き場、応援活動拠点	舗装、危険物の撤去
園内トイレ	トイレ	日常清掃等
噴水等（湧水）	防火、生活用水	ポンプ点検、水質検査
園内放送、照明	情報伝達、照明	点検

▶施設の日常点検

- ・震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法等を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施
- ・基本的に月1回、震災時のパトロールコースを異常の有無や動作等を確認しながら巡回

▶備品類の日常点検

- ・毎年1回以上、発電機や懐中電灯、トランシーバー等の動作や残量の確認等の総点検を行い、必要な交換や更新を行う
- ・常備しておくべき資機材及び救急医薬品は数量と保管場所を示したリストを作成し、管理事務所、管理詰め所、倉庫に掲示し職員間で共有
- ・通常業務に使用するカラーコーンや工具類は、使用後に必ず保管場所に戻し、非常時に確実に使用できるようにする。

（ウ）防災訓練・職員教育

▶防災訓練

災害発生時でも適切に対応できるように各種防災訓練を実施しており、特に、初動体制確保のための通信の確保、管理事務所の安全確認に係る訓練等を実施します。

●シェイクアウトプラスワン

- ・「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」に参加し、地震発生時の安全確保行動を行います。またシェイクアウト訓練に加え、以下の訓練を行います。
- ・緊急連絡網の再確認
- ・公園での避難経路の確認

災害時に適切に対応できるよう訓練します。

▶職員の意識向上の取組

- ・や地元消防と連携した消防訓練では、過去に起きた東日本大震災の各公園の体験や被災地での復興支援に当

- たった職員体験を盛り込み、職員各自が災害対応についての理解促進を図ります。
- ・緊急時には震災対応に専念できるよう、
職員への意識付けを行います。

イ 本公園の特性、立地状況等に応じた課題と対応

（ア）特性・課題

本公園は、一般的な公園と異なり境川の洪水対策を目的とした防災施設でもあることから、災害時の広域避難場所等としての位置付けはありませんが、大規模地震等の災害時の際には一次避難場所として活用することも想定されます。このことから、日常から避難訓練等を実施し、準備をすることが重要です。

また、地震だけではなく、対応となります。

（イ）対応

園内での一次避難や横浜市や藤沢市が指定する「地域防災拠点」や「指定緊急避難場所」への誘導を行います。夜間等、本公園の職員が不在の場合においても、により、緊急時の初期対応が可能な体制を整備しています。

また、

安全を確保した上で一次避難等を実施します。

（ウ）地域との連携

▶横浜市・藤沢市や近隣施設等との連携

公園及び地域の防災力の強化を図るため、日頃から利用者や近隣施設と協働で防災訓練を実施するなど連携を深めます。

- ・地域防災拠点であるや指定緊急避難場所であるへの誘導方法について、事前に横浜市（戸塚区・泉区）、藤沢市と調整し災害に備えるとともに、災害による被害状況や避難経路について迅速に避難者に提供します。
- ・定期的に震災時対応について、横浜市（戸塚区・泉区）、藤沢市地域の自主防災組織・地元消防署と防災訓練などを通じて意見交換し、社会状況の変化に応じたマニュアル等の見直しを行います。
- ・緊急車両の進入ルートは駐車場からであること、夜間は警備員によるゲートの開場が必要となることから、施設の解錠や車両誘導等について消防等と情報共有し、初動対応の協力体制を確立します。

▶共同での訓練、体験イベント

消防署と連携した救急救命訓練の実施	横浜市泉消防署の協力により、全職員を対象に年1回AEDを使用した心肺蘇生法の訓練を実施。
シェイクアウトへの参加	神奈川県が企画するシェイクアウトへの参加。
市町村防災教育への参加	市町が企画する訓練に参加し、地域防災に関する知識を養います。
情報伝達訓練への参加	県が主催する情報伝達訓練への参加。

【実績】横浜市泉消防署との合同救命・消火訓練

- ・横浜市泉消防署の協力の下、公園職員全員との合同訓練を年1回実施しています。
- ・消火訓練では消防署との通報、避難誘導、初期消火訓練を救命訓練では公園職員がAEDを使用しました。

▶利用者・近隣住民への働きかけ

具体的な施設の利活用のパネル、実際に使用する備品類の展示など、公園の災害時対応についての情報の周知、普及を行います。

（エ）災害対応物品の備蓄

導入品目	内容
災害用備蓄品（食料、水）	避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難場所（防災拠点）に避難するまでの水と食料を備蓄しています。
災害用トイレ	一般のトイレを利用して断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備しています。
衛星電話、 トランシーバー	大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実な連絡取れるよう、衛星電話等の通信機器を 設置しています。
ヘルメット	東日本大震災時の経験から、移動の際のケガ防止のため、全職員分のヘルメットを用意します。

（オ）災害発生時の協力等について

県・藤沢土木事務所や横浜市（戸塚区・泉区）・藤沢市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、強固な防災体制を構築します。

▶災害復旧への協力

- ・事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも積極的に協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市から要請があった場合、チェーンソー、テント等の必要な機器や物品の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。
- ・災害発生後に、横浜市（戸塚区・泉区）・藤沢市から要請があれば、緊急消防援助隊活動拠点設置に協力します。

▶避難所（帰宅困難者滞留）となった場合のコロナウイルス感染症対策

- ・計画書 9（2）新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針に記載

イ 災害発生時の対応及び業務継続計画（BCP）について

グループ代表では、大規模災害発生や新型インフルエンザ等の感染症の蔓延に備え、事業継続計画書（BCP）を策定しており、優先的に継続する重要な業務の設定、危機管理体制の整備、グループ代表本部にかわる災害対策本部の代替拠点等を設定し、都市公園指定管理業務を含む法人としての事業継続を図ります。

▶災害時の事業継続に特に必要となる人的バックアップについて

- ・ を活かし、本公園の園長・副園長不在時にも、 参集できる体制を取っています。日々の業務での連携に加え、 体制を確実なものとしています。

計画書 11「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容

本公園は、地域の活動団体との連携によって、自然環境保全や園内プログラムの充実に取り組んできました。今後も、地域の団体や人材を積極的に公園に呼び込むことで施設への愛着や親近感を高め、生きがいつくりやコミュニティ形成の繋がりをさらに強めるとともに、本公園が行政機関や近隣自治会との間で日常的に連絡調整を図りながら、一体となった水害対策・防災への取組を行います。さらに、今田遊水地が令和元年に開園したことを受け、今後は地元の農家や社会福祉団体等を出店者とするマルシェの開催など、藤沢市とも連携しながら地域活動の支援に努めます。

さらに、相鉄ゆめが丘駅周辺の街づくりの進展による人口増加や、湘南台駅周辺との連携強化により、新たな来園者も見込まれることから、今後は、鉄道事業者とも連携を深め、イベントの実施や情報発信の充実に努めます。

本公園では、様々な機関と連携することで、持続可能な社会の構築を目指します。

ア 地域と連携したイベント等の開催

近隣施設や多様なノウハウを持った団体と連携することで、本公園の魅力を最大限に発揮するだけでなく、地域の活性化にも貢献します。

【主な連携先と連携内容】

▶環境学習

- ・ 藤沢市湘南台文化センター：星空観察会の実施
- ・ []：安全な川遊びの方法や川の歴史の紹介、境川俣野ゴム堰における生き物観察会
- ・ []：横浜市泉区支援事業の一環であるビオトープ内野鳥観察会
- ・ 写真愛好グループ：園内で撮影した動植物の写真展（園内および公園周辺の記録写真の収集）



星空観察会

▶地域活動の場の提供

- ・ [] : 新春ふれあいフェスタと同時開催による事前準備等での支援
- ・ []、各種スポーツ団体(サッカー団体、ソフトボール団体等) : スポーツ施設を活用した大会等
- ・ [] : お囃子の練習会場、どんど焼き会場
- ・ [] : 展示物作成、風揚イベント実施

【実績】境川俣野ゴム堰における生き物観察会

- ・ [] と連携して、遊水地の自然・機能や農業への理解を深めてもらうイベントを継続的にやっていることが評価され、平成 28 年には県の都市公園指定管理業務評価で S 評価を頂きました。



境川での生きもの観察会

イ 行政、警察等との連携による防災の取組

遊水地を有する公園であるため、行政や警察等と連携し、ソフト面から地域防災力の向上を図ります。

【主な連携先と連携内容】

- ・ 県藤沢土木事務所：大雨・洪水対策時、災害時、緊急時の綿密な情報交換、迅速で的確な対応やその他河川学習、イベント等での連携
- ・ 横浜市、藤沢市：防災連携、防災訓練等への参加、協力
- ・ 神奈川県警察署：防災連携、防災訓練等への参加、協力
- ・ 横浜市及び藤沢市消防署：災害時、緊急時の綿密な情報交換、迅速かつ的確な対応
- ・ 広域行政による防災・救助訓練

ウ 関係機関と連携した広報の充実

県や横浜市、藤沢市、鉄道事業者等と連携することで、広域的な広報を行います。

【主な連携先と連携内容】

- ・ 神奈川県：県広報誌「県のたより」への情報掲載
- ・ 横浜市、藤沢市：広報誌への情報掲載
- ・ 地元自治会：回覧板や掲示板への情報掲載
- ・ 地元小学校：小学生を対象としたイベント情報の回覧・掲示
- ・ 鉄道事業者：駅構内へのポスター掲示やリーフレットの配架
- ・ 泉区民施設ネットワーク：メーリングリストでの情報発信
- ・ [] : [] 基づく広報、まちの魅力発信

エ 地域企業の社会貢献活動の受け入れ

近年、企業の CSR 活動が活発化する中、本公園でも清掃やビオトープの維持管理など、多様な活動を受け入れることができる資質を十分に有しています。今後、ホームページ等を通じて、積極的に企業の社会貢献活動への取組を呼びかけるとともに、受け入れの体制づくりを行っています。受け入れにあたっては、資材・機材の提供や技術指導など、活発な活動を行えるよう支援していきます。



そうてつウォーキング

協働のテーマ	連携先	内 容
植物管理 (花壇管理)		・園内花壇の植栽種の選定や維持管理など
イベントの実施		・ウォーキングやマラソンイベント実施への協力
企業への協力		・ペットボトルキャップ回収による世界の子どもたちへのワクチン提供に協力

オ 学校等教育機関との連携

団体向けプログラムを用意し、近隣の小中学校や高等学校をはじめとして、様々な校外活動に協力するとともに、園内及び地域の生態系や川の自然の大切さを学ぶ場を提供します。

また、大学などの教育機関と連携し、園独自の新たな生物モニタリング体制を構築します。今後は、動植物観察・調査を行っている大学のサークル等へのフィールドの提供や園周辺の生き物に関する有識者を講師とした研修会の実施、大学の授業の実習場所の提供などを通じて、生物データベースの蓄積や動植物の維持管理において情報共有を行います。

日本大学生物資源科学部くらしの生物学科との連携による、公園利用者満足度及びニーズ調査で得られた結果を、管理運営の改善や新たな取組に繋げていますが、その内容をグループ代表 50 周年記念シンポジウムで発表していただく予定です。

テーマ	連携先	内 容
学習活動の支援		・環境学習またはクラブ活動として園内で観察できる身近な野鳥や水生生物を観察 ・夏休み期間の自由研究や課題研究への協力・支援
	近隣小中高等学校	・体験学習や理科の授業の一環として、地層観察等を実施 ・川の水の働きや遊水地機能の学習 ・職場体験学習活動への支援・協力
		・学生の卒業研究等の調査地としての支援
		・教職員研修を通じた、本公園の総合学習の場としての機能や新規プログラムの提案 ・小中学校の団体利用の積極的な誘致
学校行事の支援		・マラソン大会実施への協力
		・ウォーキングイベントや健康づくりイベントに協力
ビオトープの 保全・再生		・生物モニタリング等の研究活動への協力 ・生物データベース等の情報共有

(2) ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

本公園では現在複数のボランティア団体が活動しています。今後も引き続き、テーマに応じた参加者を募っていきます。また、これらの活動をより一層促進するため、協働の方針や活動支援内容を盛り込んだに基づき、より多くの方がボランティアとして参加できるような環境づくりに努めています。

さらに現在、全国的に高齢化などによるボランティア団体の衰退が課題として挙げられます。そこで本公園では、長年にわたり本公園でボランティア活動を行っている方にヒアリングを行うなどし、ボランティア活動における課題、公園への要望等を把握し、今後の持続可能なボランティア体制の構築を目指します。

協働のテーマ	連携先	内 容
自然観察・ 動植物調査		・ビオトープを中心とした自然観察や調査への協力、情報交換
		・ビオトープの調査と管理、イベント実施
イベント運営 の協力		・風あげ大会、大風展示
		・園内の生き物調査、イベントへの協力

【実績】地域団体等と連携したビオトープのモニタリングや維持管理

・平成29年にはボランティアや大学等と連携して、ビオトープの環境調査、植物管理、外来種除去等の多大な維持管理作業を行い、遊水地の生物多様性を維持したことが、平成30年度には地域団体と連携しモニタリングや環境教育を継続し、成果をあげていることが県の都市公園指定管理業務評価でそれぞれS評価を頂きました。



令和6年度に遊水地探鳥クラブが設立され、野鳥等生物の観察会を通じ、観察記録を蓄積と来園者への情報提供を開始した。今後は、観察記録をビオトープの維持管理に反映させていきます。(→計画書4(1)イ(ア)参照)

(3) 周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容

私たちはこれまで、近隣の公園や研究機関、文化施設等と連携し、ビオトープを活用した自然観察会等を多数実施してきました。今後も、ビオトープを活用した自然観察や地層観察等の継続的な環境学習に取り組んでいきます。

令和元年の今田遊水地の開園を受け、今後は等、藤沢市とも連携・交流を深め、今田遊水地を活用した星空観察会や野鳥観察会等のイベントの充実を図ります。

ア 他の公園との連携

▶ との連携

- ・本公園に隣接すると連携し、共催イベント（生きもの観察会等）を開催します。
- ・本公園職員が、として参画し、情報交換を行うなど、相互の管理運営等のスキルアップを図ります。

▶ 公園関係団体を通じた連携

- ・公園関係団体で構成するやの中で情報交換や他公園への視察を行い、引き続き管理運営に反映させていきます。

▶ 「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

- ・県立都市公園等を舞台にした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催します。作品は専門家による審査を行い、本公園を始めとした他公園や病院等で、入賞作品展を開催します。

イ 周辺施設との連携

▶ 自然資源の保全・魅力発信に関する連携

- ・藤沢市湘南台文化センターとの協働による星空観察会や自然体験イベントを実施します。また、公園施設情報やイベント情報を相互で紹介し、広域的な広報を行います。
- ・[]のノウハウを活かし、地層や貝化石研究のデータ共有、動植物調査や維持管理の協力体制を構築します。また、引き続き[]による講座や公園主催の貝化石掘り体験への技術指導を依頼し、協働での体験学習を行います。

▶施設運営等に関する情報交換

- ・本公園を含む周辺の公共施設等で構成する[]では、定期的に会議を開催し、泉区内の施設の運営等に関する情報交換を行います。

▶遊水地に関する情報交換

- ・他の遊水地施設の[]と連携し、適宜情報交換・交流を図りながら、相互の情報発信体制を構築します。(双方のホームページに相手方のホームページのリンク先を掲載する等)

▶周辺民間施設との連携によるイベント開催

- ・[]など、スタンプラリー等のイベントコースに立ち寄る施設として活用します。

(4) 地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域の企業等は、地域精通度が高く、迅速かつきめ細かい対応が期待できます。

私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、地元非営利団体とも継続的に業務委託することにより地域連携を図ります。

- ・お弁当の配達情報提供サービス：近隣に飲食店等が少ないため、地域のお弁当を扱う企業と提携し、公園にお弁当類を配達するサービスを取り入れています。遊水地内の広場で利用される方他に、今田管理センターでは、学習室でサークル活動等を行う団体が月2回程度利用しています。

【実績】神奈川県産ロスフラワーによる装飾の実施

- ・コロナ禍において婚礼等が自粛されたことにより需要が減少し、生産が余剰となっている生花類を神奈川県内生産農家から購入し、園内の橋詰広場に花による装飾を行いました(令和3年3月実施)。



計画書 12 「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

ア 人員配置の考え方

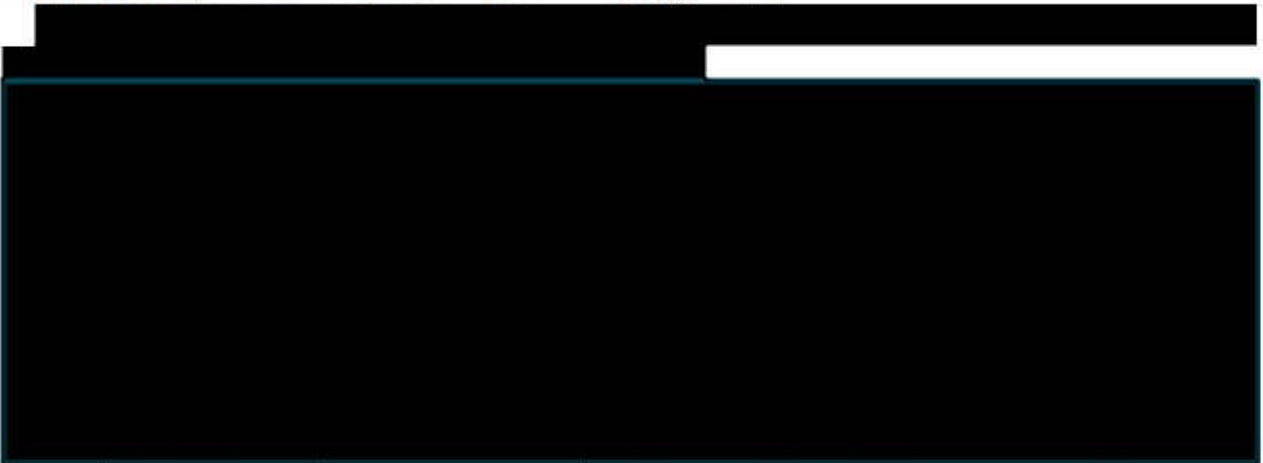
現地公園には、公園管理運営方針を理解し、土木事務所・地元自治体・関係団体・利用者等に対し施設管理者としての的確に対応できる人材を現地責任者として配置し、その下に園長の代行者である副園長をはじめ業務に応じた公園管理実務経験者など、必要十分な人員を配置します。また、地域団体や協力団体などとのパートナーシップのもと、直営管理を基本とし安全・安心で快適な管理運営を行います。

グループ代表本部は、公園管理運営に係る企画・統括部門及び現地業務支援部門を担い、多様化する公園管理業務を踏まえ、事故防止・安全対策、コンプライアンス、SDGsや「ともに生きる社会かながわ憲章」など県施策への対応、広域的な広報や交通対策、企業・団体等とのアライアンスなどに取り組み、現地公園と本部が一体となって公園管理運営の品質向上に取り組みます。また、外部指導員（グリーンサポート）制度や他公園職員・本部職員による業務点検等により、さらなる安全・品質確保に努めます。

イ 現地職員の配置計画（現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員等の役割分担）

▶ 現地責任者の責務、役割及び経歴

園長は、行政や河川管理経験が豊富な人材を常勤で配置し、公園の総括責任者として公園管理運営及び地域との連携・協働に取り組みます。



※災害等の非常時、新たな課題への対応、許認可に係る調整事項が生じた場合は、上記に関わらず本部及び現地が連携して、県と協議・調整のうえ、課題解決にあたります。

▶ 主要職員の役割分担

管理運営業務に応じ（本公園の特性に応じ）以下のとおり [Redacted] を配置し、管理運営スタッフと一体となり多岐に亘る業務を遂行します。



ウ 特に都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や経験を有している者の配置状況

本公園の管理運営方針である「遊水地の自然とスポーツの魅力を活かした交流拠点」の実現に取り組むため [REDACTED] します。また、必要に応じ、 [REDACTED]

[REDACTED]

エ 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

▶ 連絡体制

本公園において、県、県藤沢土木事務所、グループ代表本部、サカタのタネ グリーンサービス(株)等との連絡体制を以下のとおり構築し効果的、効率的な管理運営を行います。夜間・休日等の緊急時には、緊急時連絡フロー図や緊急時対策連絡網などにより、24 時間 365 日対応可能な連絡体制を整備しています。

[REDACTED]

▶ 情報共有の考え方と仕組み

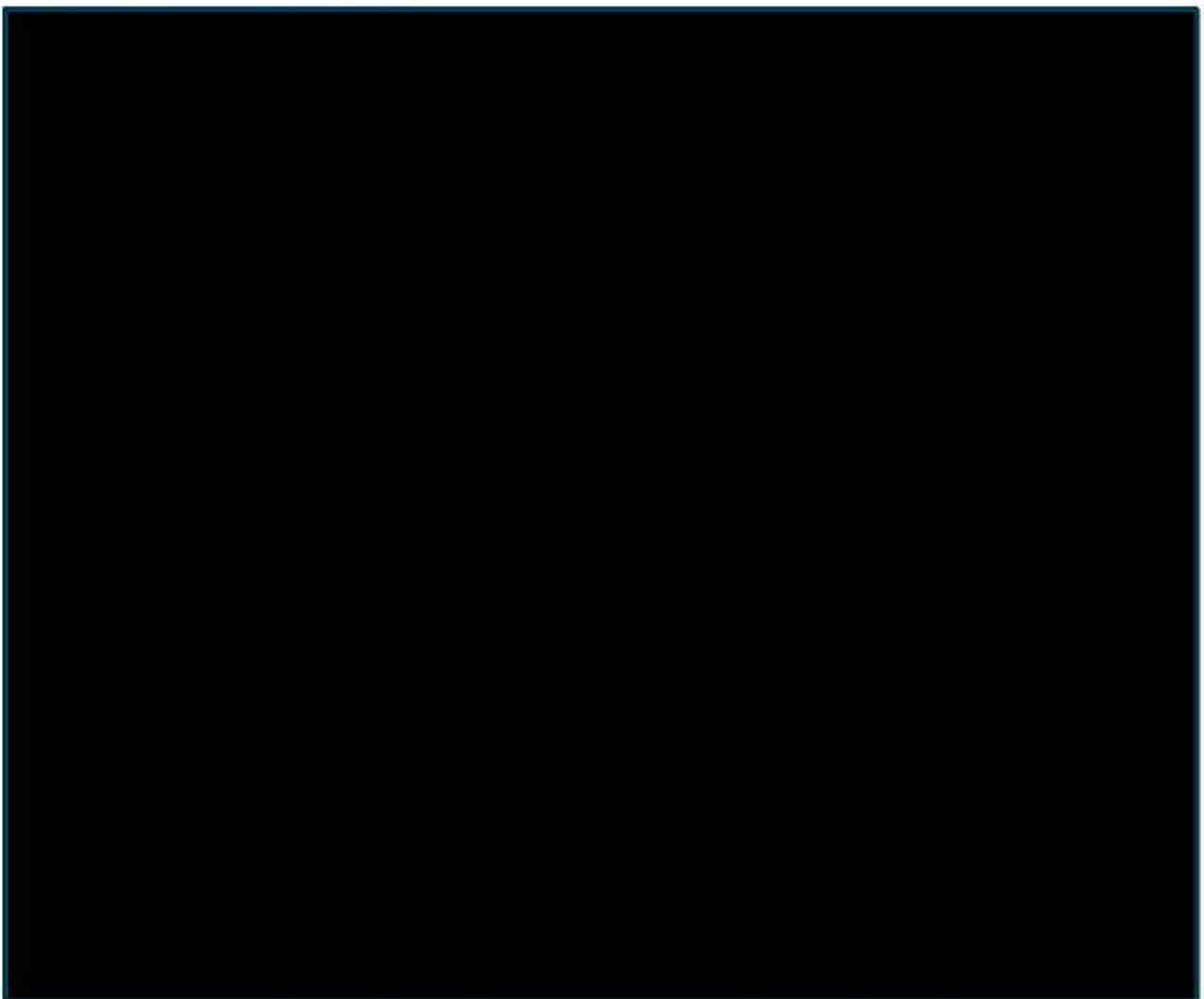
関係機関との情報共有には、状況に応じて、対面、書面、電話・メール・Web 会議等を活用します。特に県藤沢土木事務所や警察署・消防署とは、日常から対面による「顔の見える関係」を構築し、緊急時等に備えています。

（県、県藤沢土木事務所）

- ・ 確実な連絡体制の整備や、普段から担当者間の報告・連絡・相談が円滑に行える環境整備に務めている

- ・月例報告等の提出時を定期的な情報共有の場として臨んでいる
- ・制度面や他公園にも関連する事項については、指定管理者本部が県庁所管課とも調整（警察署、消防署）
- ・通報、相談等は速やかに正確な情報をもとに実施
- ・防災訓練の調整等を通じて、普段から連絡・連携を密にしている（地域団体等：地元自治体・自治会、利用団体、ボランティア、学校、企業等）
- ・イベント等の調整時や定例的な会合等の場で必要な情報共有を行っている
- ・広報誌、ホームページ、SNS、掲示板等を活用した情報発信（指定管理者内での取組）
- ・現地と本部の確実な連絡体制による情報共有（事件・事故等は全て速やかに理事長に報告するとともに全公園へ周知）
- ・原則毎月開催の全公園の責任者が参加する会議において情報共有、意見交換
- ・現地職員間では朝礼や月例会議での直接伝達やサーバーの「伝言メモ」を活用した情報共有

<別表> 現地の職員配置計画

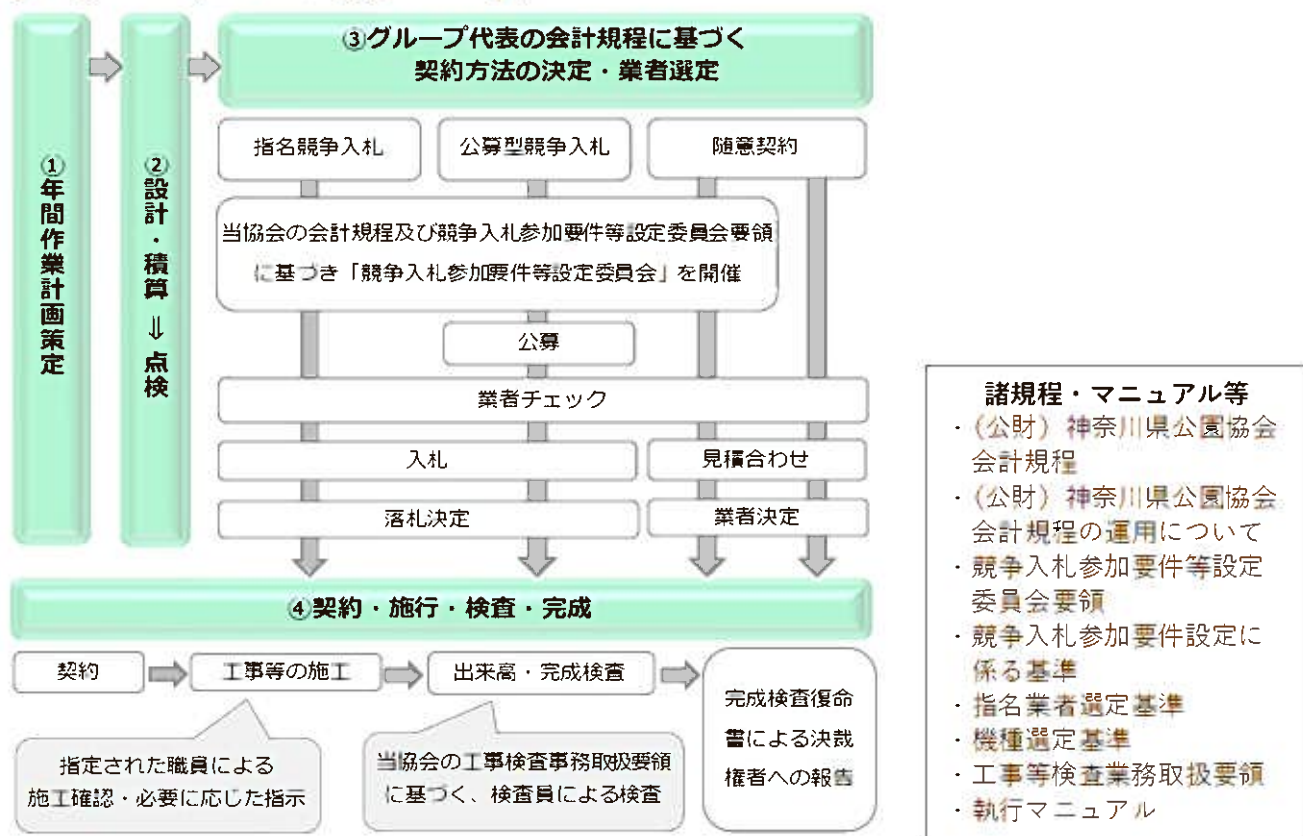


(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

ア 委託業務の管理の考え方

グループ代表では、委託業務を効率的・効果的に実施するため、年間発注計画による計画的な発注、品質確保や透明性に配慮した業者選定、適切な進行管理に努めるとともに、諸規程やマニュアル等に基づき、監督職員による指示及び履行確認、検査員による出来高・完成検査を行います。

監督職員は、法令遵守、品質確保、安全管理体制、連絡体制、工期遵守、利用者対応等の視点から指導監督を行います。また、高齢者就労団体等への委託では、高齢作業員の健康・安全対策を重視するほか、障がい者就労施設への委託では、丁寧な作業指導により安全で確実な業務管理を行います。



イ 指導監督の内容

委託業務の各段階で、以下の項目について点検、指導、監督を行います。

- ・業務計画書等に基づき、業務実施体制、工程管理、作業方法、安全管理体制を確認
- ・社会保険の納付、最低賃金の履行確認及び業務上知りえた内容の守秘義務契約確認
- ・業務実施時は、作業内容等の日報による確認や現地履行確認による指導監督
- ・園内通行証の発行、徐行運転の履行、バリケード等安全対策の徹底
- ・業務記録及び作業写真等は、当協会文書管理規程に基づき管理し必要に応じ県へ提示
- ・監督職員以外の検査員による履行確認、完成検査により、品質、出来栄を確認

ウ 本公園で重視する視点

種別	業務内容	指導監督項目	点検方法
・植物管理	・草地、芝生、ビオトープ管理等	・遊水地特性の自然環境に配慮した管理	・日々の巡視、作業日報等
・施設管理 ・清掃管理	・巡視、点検、修繕等 ・巡視、ゴミ拾い、日常清掃、特別別清掃等	・遊水地機能の確保を優先とした管理 ・快適な利用環境の確保、越流後の早期開園に向けた管理	・点検結果、作業日報等 ・作業日報、現地確認等

(3) 指定管理期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々の OJT や研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

グループ代表では、人材育成、就労意欲向上、計画的な職員採用、労働環境の確保に着実かつ相互に連携させて取り組むことで指定管理者として安定的な管理運営を行う体制を構築しています。

ア 人材育成の考え方

様々な施設や自然環境、機能を有する県立都市公園の管理運営には、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、地域防災、利用促進、地域協働など、それぞれの専門知識や経験だけではなく、これらを総合的に活用して多様なニーズに合致したサービスを提供することが求められます。

グループ代表では、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、職責・職員毎にテーマを設定し、3つの手法により人材育成・能力開発を行うとともに、職員のやる気と潜在能力を引き出す仕組みを構築しています。

■職員ごとの育成テーマ設定

全職員共通	都市公園の情報、安全管理、接遇の向上、手話の取得、コンプライアンス、個人情報保護、救命救急、防犯・防災、労働安全衛生
現地責任者	マネジメント力の向上、利用促進力の向上、職員指導力の向上、労働安全衛生法規
内勤スタッフ	適正な受付・実務の能力、HP・SNS等の情報発信力向上
外勤スタッフ	安全管理、労働安全法規、機械操作能力向上、施設ごとの維持管理ノウハウ

■人材育成手法・内容

OJT (職場指導)	・豊富な公園管理経験を有する職員等社内リソースを活用した公園特性・管理ノウハウ・利用者対応等の細部の知識や技術を養成 ・グループ構成企業の先進的な管理ノウハウにより植物管理を共同で行い知識・技術の向上 ・新規採用者への適切な職場指導 ・毎朝、朝礼時における作業内容、KYT、留意事項等について確認・周知
OFF-JT (研修)	(主にグループ代表職員による研修) ・接遇、安全管理、植物管理、利用促進、事務処理等に係る研修 (主に外部講師等による研修)

SD
(自己啓発)

- ・ 資格取得
の費用補助
 - ・ 社外講習会、セミナー等への参加促進、先進事例視察
 - ・ 異業種、他組織との交流の場への積極的参加（見本市、展示会への参画、出展）等
- 「エコプロ」への出展



■職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組

グループ代表では、職員の「やる気（向上心）」と「潜在能力」を引き出すため、業務実績向上に努めた職員を公平・平等に評価する「人事評価制度」や職員の模範となる取組、顕著な実績に対する「職員表彰制度」を導入しています。

これらの制度を適切に運用し、職員の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研鑽に取り組む意欲を高めます。

イ 職員の採用

指定管理業務を着実かつ安定的に遂行するために、業務に応じた職員を計画的かつ、原則として公募により採用するとともに、高齢者、障がい者の就労機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境の整備に努めています。

- ・ 現地責任者は、公園管理運営方針を理解し、公園利用者・県藤沢土木事務所・地元自治体・関係団体への的確な対応ができる人材を常勤職員として採用
 - ・ 公園管理主任等の現地スタッフは、公園管理実務経験者等の専門知識・技能・資格を有する即戦力となる人材を非常勤職員として常に確保
 - ・ パートタイム職員は、公園への熱意、職務に必要な知識・技能等を有する人材で、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できるだけ地元にお住まいの方を採用
- ※非常勤職員、パートタイム職員等の有期雇用職員には、改正労働契約法に基づき、雇用期間が5年以上となる場合、職員の希望により無期労働契約に転換できる制度を整備・運用しています。

ウ 働きやすい労働環境の確保

■基本的な考え方

グループ代表は、誰もがその能力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働き続けることが重要であると考え、職員が働きやすい労働環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。そのために労働安全衛生法をはじめ、働き方改革関連法等の法令を踏まえて必要な取組を行っています。

→計画書9(2)参照

(ア) 労働時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの確保

▶時間外労働の上限規制（45 時間／月、360 時間／年）の徹底

- ・ 適切な業務分担及び業務の効率化の推進
- ・ 週1回のノー残業デーの設定及び実施の徹底
- ・ 36協定の締結、一般事業主行動計画（ノー残業デー）の策定、所管労働局への届出・公表

▶年次有給休暇の確実な取得

- ・ 年間最低5日間の年次有給休暇取得の義務化（10日以上付与職員対象）
- ・ 本部による取得状況の確認（四半期毎）及び取得促進の徹底
- ・ 一般事業主行動計画（年次有給休暇の取得目標）の策定、所管労働局への届出・公表

▶労働時間の状況把握

- ・総括責任者による残業の事前命令の徹底と、厳格な時間管理
- ・本部による毎月の労働時間チェックと必要に応じた総括責任者への指導

(イ) 職場のハラスメント対策

これまでも職場のハラスメント対策に取り組んできましたが、労働施策総合推進法の改正等を踏まえ、令和2年度から、パワーハラスメント等の防止対策を強化しています。

- ・「職員就業規程」、「コンプライアンスガイドライン」にハラスメントの禁止を明示
- ・「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を制定し、ハラスメント防止に対するグループ代表の取組方針を明確にし、ハラスメント等の撲滅推進を強化
- ・ハラスメント防止に対するトップメッセージを発信し、全職場に掲示し、職員に周知徹底
- ・DVD等を活用し、すべての職場でハラスメント研修を実施
- ・ハラスメントに関する相談・通報窓口を協会本部に設置し、相談・通報への体制を整備

(ウ) チームワークの保持

- ・全職員が管理運営目標を共有し、能力を引き出せる業務分担
 - ・日々の朝礼や月例会議等を活用した情報共有
 - ・職員相互の協力体制を保持するための組織としての「心理的安全性※」確保
- ※心理的安全性 職場の上下関係や発言による（悪）影響を恐れずに、自分が良いと思ったこと感じたことを気兼ねなく発言できる環境

(エ) 職員の心身の健康保持増進

▶取組体制等

- ・県の「CHO構想推進事業所登録」事業への参加
- ・「マイME-BYOカルテ」の登録、利用
- ・定期健康診断の実施及び診断結果に応じた保健指導の利用促進
- ・健康保険委員（協会けんぽ）の設置による職員への健康に係る広報等の充実

▶職場における対策

- ・執務環境の確認と継続的な改善（空気環境、温熱条件、視環境等）
- ・感染症予防対策の実施（インフルエンザ予防接種費用補助、マスク・アルコールの配備等）
- ・熱中症予防対策の実施（空調ファン付き作業着、スポーツドリンクの配布等）
- ・ハチ刺されによる重症化を防ぐ、ハチアレルギー抗体検査費用の補助
- ・受動喫煙防止対策の徹底



夏季のスポーツドリンクの配布

▶メンタルヘルス対策

- ・専門機関によるストレスチェックの実施（年1回）及びカウンセリング等の体制整備
- ・ハラスメント防止や「心理的安全性」の確保による風通しのよい職場の実現

(オ) 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

新型コロナウイルス感染症について、グループ代表では、様々な対策を講じてきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5類に見直され

たことに伴い、次のとおり対応します。なお、感染が急拡大している時期や季節性インフルエンザとの同時流行等が発生した時には、対策強化を検討します。

▶体制等

- ・公園の安全衛生責任者（安全衛生推進者）を感染症予防の責任者とし、職場でのルールの周知を図ります。

▶対策

- ・換気、三密回避、手指衛生に留意
- ・県民に接する際のマスク着用、受付窓口へのビニルシートの設置

▶健康状態の確認等

- ・朝のミーティングでの体調確認
- ・体調不良の際は、無理をせず、自宅で休養、職員が感染した場合は自宅等で療養

（力）男女共同参画への対応

男女平等による職員公募、採用や意欲と能力のある女性職員の積極的登用に努めるとともに、出産、育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立が図られるような取組を進めています。

- ・女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届出、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表
- ・えるぼし認定（女性活躍推進法第9条の認定）の取得に向けた取組
- ・出産、育児や介護に係る休暇、休業取得及び短時間勤務職員の深夜勤務、時間外勤務の制限等を規定

（キ）高齢者雇用への対応

優秀な高齢者が有するスキルやノウハウを活かせるよう高齢者雇用に取り組んでいます。高年齢の職員が安心安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防の観点から、転倒防止、落下防止、熱中症予防、健康増進等、作業や職場環境の配慮事項を取組方針「エイジフレンドリーな職場環境を目指して」としてとりまとめ職員に周知しています。

（ク）労働環境確保のその他の取組

- ・最低賃金の履行確保、社会保険への加入、労働契約書の交付等の遵守
- ・無期労働契約制度、福利厚生活動への補助、ボランティア休暇制度の整備
- ・有期雇用職員への公正な待遇の確保（年次有給休暇、予防接種費用補助、福利厚生活動、研修等）
- ・令和2年度に社会保険労務士による「労働条件審査」を受審

（ケ）労働条件審査

令和2年度に公共サービスの質向上のため、社会保険労務士による「労働条件審査」を受審しました。

審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）

労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）

法令評価の中で改善が求められた労働時間管理における始業・終業時刻の明確化については、規定等の改正を行うなど既に措置済みです。

（コ）令和7年度の取組

- ・引き続き、人材育成、能力開発、職員の心身の健康保持増進対策（感染症・熱中症予防対策、メンタルヘルス対策）等に取り組めます。

計画書 13「コンプライアンス、社会貢献」

（１）指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）

ア 基本的な考え方

グループ代表は、公益財団法人としての社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、すべての役職員に法令及び協会の諸規程の遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。

行政庁等による検査・監査の受検、理事・監事及び評議員による執行状況の監督、「コンプライアンス要綱」に基づくコンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、「コンプライアンスガイドライン」では具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めています。特に、個人情報保護やソーシャルメディア利用、ハラスメント防止対策については個別に規程を定め、役職員への教育・研修や「事故・不祥事防止会議」等を通じて周知徹底を図っています。

イ 諸規程の整備状況

別添のとおり、諸規程類（組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理等の規程及び労働環境確保のための方針等）を整備しています。（指定管理業務においては、グループ代表の個人情報保護規程、情報公開規程、文書管理規程等を遵守）

ウ 施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守

▶法令遵守の徹底に向けた取組

コンプライアンス要綱等に基づくチェック体制の整備や「コンプライアンスガイドライン」の実践、教育・研修による周知徹底を図るとともに、業務執行状況について内部検査指導要領に基づく検査を実施しています。

また、指定管理業務に係る県、外部有識者によるモニタリング、県監査委員監査を万全な態勢で受検するとともに、公益法人認定法に基づく立入検査、第三セクター等指導調整指針に基づく「自立した第三セクターのチェック」の機会も活用し正確な情報により適正な法人運営に努めます。

▶施設整備の維持管理に関する法規

公園施設の安全確保や利用者が快適に過ごせる場を提供するためには、都市公園関係法令はもとより、設備点検に関する法律や衛生環境の確保に関する法律、消防法など各種法令を熟知しておく必要があります。研修や講習会の受講、資格取得等を通じて各種法令への理解を深めるとともに、法令に基づく点検や業務報告を確実に実施し、安全な公園管理運営を図ります。

法令に基づく点検	根拠法	対象施設	実施頻度
建築物等の定期点検 敷地及び構造(建築物)	建築基準法 第12条第2項	今田管理センター	3年に1回
建築物等の定期点検 建築設備等・防火設備	建築基準法 第12条第4項	今田管理センター	1年に1回

▶労働関係法規

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等に基づき、就業に関する規程を整備しており、これらを適切に運用し安全で快適な労働環境を確保します。

エ 指定管理業務を行う上での具体的な取組

▶労働条件審査の受審（令和2年度に社会保険労務士による労働条件審査を受審）

- ・審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）
労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）
法令評価の中で改善が求められた労働時間管理における始業・終業時刻の明確化については、規定の改正を行うなど既に措置済みです。

▶反社会的勢力の排除（「神奈川県暴力団排除条例」の遵守）

- ・グループ代表の「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との一切の関わりを禁止するとともに、本公園に「不当要求防止責任者」を配置
- ・委託業者の選定にあたり「県の競争入札参加資格者名簿」を活用し不良不適格業者を排除

▶守秘義務

- ・指定管理業務を通じて知りえた情報の守秘義務（退職後も含む）について「コンプライアンスガイドライン」に定め、研修等での指導を徹底
- ・業務の一部を第三者に委託する場合は、守秘義務について契約書等に記載し遵守を徹底

▶文書の管理・保存、情報公開、各種報告書等の提出・公開

- ・取得・作成した文書は「県文書管理規程」に基づいて定めた「文書管理規程」により管理・保存
- ・県の指定管理者のモデル規程に即して整備した「情報公開規程」に基づき対応
- ・各種報告書等を適正に作成・提出期限内に提出し、県指定の報告書等はホームページ上で公表

▶管理口座・区分経理

- ・管理口座及び会計処理について、指定管理業務と他の業務を区分して管理

▶保険の付保

- ・施設賠償責任保険・施設災害補償保険（1事故当たり4億円【適用回数は無制限】）及びイベント保険等に参加

（2）指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

持続可能な社会を公園から：「2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」SDGsでは、経済、社会、環境の三側面の調和が重要とされており、この認識も踏まえて環境分野の目標達成に向けて取り組みます。

ア 環境負荷軽減の具体的取組 4つの環境目標

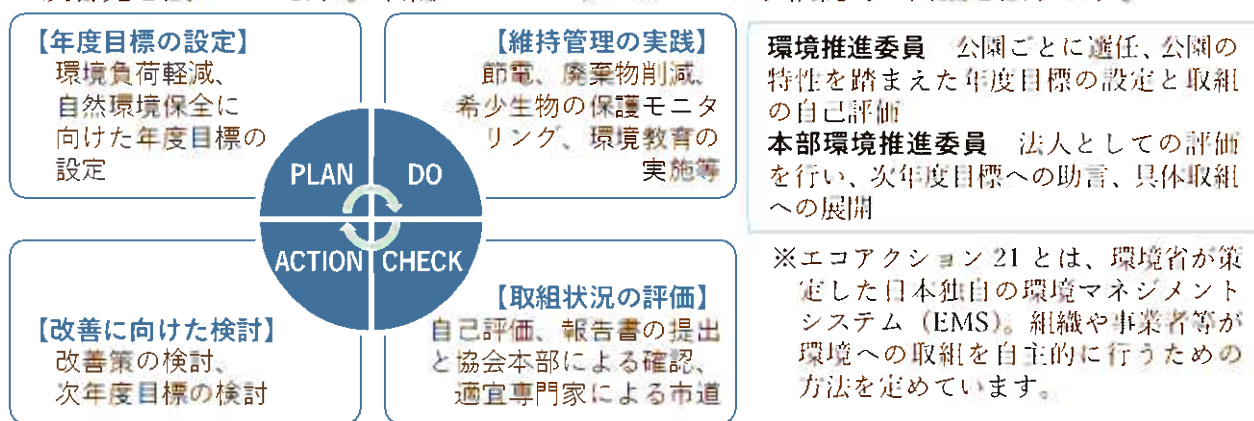
低炭素社会への貢献	生物多様性保全
再生可能エネルギーの導入促進：再エネ電力の積極的活用、太陽光発電の活用 環境負荷軽減の取組：樹林地の適正管理、事務所等の省エネ、E Vの活用、アイドリングストップ呼びかけ	生態系に配慮した管理：草地、樹林地、水辺等環境に応じた管理（刈残し、繁殖期への配慮） 絶滅危惧種等保護：モニタリング、採集禁止、生息環境維持 外来種防除：ペット等の放野防止、駆除活動
循環型社会への貢献	普及啓発の促進
ゼロエミッション：植物発生材の園内活用、イベント等のプラゴミ抑制、ごみゼロアクセス グリーン購入：管理物品調達におけるグリーン購入促進	環境学習イベント：観察会、学校団体受入れ 市民団体との連携：活動の場提供と活動支援 職員の意識向上：内部研修、「環境マネジメントシステム」によるPDCA

イ 環境目標達成におけるポイント

「神奈川県グリーン購入基本方針」に即し、グループ代表が定めた「神奈川県公園協会グリーン購入に関する方針」に基づきグリーン購入に取り組みます。
具体的な購入品：トイレトペーパー・コピー用紙・文具等

- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギー使用量を測定記録し年1回県に報告
- ・再生可能エネルギーの使用率が高い電力会社の導入を積極的に促進

「エコアクション21※」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより、行動目標を定め、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と自然環境保全の普及啓発を図っています。取組はPDCAサイクルにより継続的に向上を図ります。



- ・事務用品やトイレットペーパー等は可能な限りグリーン購入を行います

- ・公園でのバードウォッチングをサポートする「境川遊水地公園の野鳥」は増補改訂して頒布を継続します。
- ・各種自然体験型イベントや団体対応により、自然環境保全の普及啓発を行います。

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

イ 障がい者雇用促進の考え方と実績

▶ 障がい者への就労機会提供の取組

グループ代表は、障がい者の就労を支援するため、指定管理業務や公益事業を通じて様々な取組を進めています。

- ・指定管理業務における植物管理の一部を地元社会福祉法人に委託
- ・障がい者雇用に繋げるため神奈川障害者職業能力開発校実習生の職場体験を受け入れ
- ・障がい者を雇用する企業が生産した花苗の公園への植栽や地域緑化団体への配布
- ・福祉作業所等が作成した菓子やグッズを販売する場を提供
- ・グループ代表は、障害者雇用率3%以上の要件を満たしているため、「かながわ障害者雇用ハート企業」として県が公表

▶ 障がい者雇用を行う企業等への積極的な業務発注

グループ代表は、障がい者就労施設、障がい者雇用企業等への積極的な業務発注を推進するため、「障がい者就労施設等からの物品等調達に関する要綱」及び「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、毎年度「実績」を超える「調達目標」を設定し、その達成を図っています。調達方針・実績はグループ代表のホームページで公表しています。また、グループ代表は長年[]に相模原公園の植物管理業務を委託していることから、令和2年度に神奈川県工賃向上支援事業「発注に貢献した企業」として表彰されました。

本公園においても、印刷業務やクリーニング等の委託、イベント時の販売品の仕入などにおいて、障がい者就労施設等への社会参画の場を提供しています。

(近年の発注状況)

年度	調達目標	調達実績	主な調達内容
令和2年度	9,000,000 円	8,222,302 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和3年度	8,500,000 円	9,311,033 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和4年度	9,500,000 円	9,411,813 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等
令和5年度	9,500,000 円	10,206,006 円	植物管理委託、清掃業務委託、防災備蓄品購入等

※グループ代表の指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に 10,000 千円／年

(4) 障がい者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

ア 取組の考え方

障がい者差別解消法及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、合理的配慮の提供や広報啓発・研修等に取り組んでいます。

また、障がいのある方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、インクルーシブな利用環境の確保に努めます。さらに、各公園における指定管理業務でのイベント等を通じて障がい者支援、障がい者理解の普及啓発に関する取組を進め

ます。

イ 職員に対する研修

ウ 合理的配慮の提供の具体的な取組

県等が実施する施設のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、様々な障がいに応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

物理的環境への配慮 (障がいに応じた利用への配慮)	意思疎通の配慮 (障がいに応じた意思疎通への配慮)
・情報センター・今田管理センターでの車いすの貸出 ・車いす利用者の目線を意識した展示作成 ・ハンズ・オン展示等の作成 ・有事の際や急な坂道等での牽引式車いす補助装置による車いすの牽引	・積極的な声掛けによる利用案内、障がいの状況に応じたゆっくり丁寧な会話 ・バリアフリーマップの作成・配布、ピクトグラムの設置 ・神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に準じたホームページの作成・運用 ・パンフレット等の点字化や読み上げ可能な電子データによる提供 ・県の「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成 ・[REDACTED]職員による窓口対応 ・「耳マーク」の掲示による聴覚障がいの方への筆談などの配慮 ・コミュニケーションボードやタブレット端末等の設置 ・ホームページ等への「ほじょ犬マーク」の表示（補助犬の施設利用の促進） ・障がいのある方の家族、介助者等コミュニケーションを支援する方への丁寧な対応

エ イベント等への参加促進

グループ代表では、障がいのある方を対象としたイベントや障がいの有無に関わらず、ともに楽しめるイベントの開催実績があり（ユニバーサルカヌー体験、ユニバーサルデー、ボッチャ体験等）ます。本公園においては、障がいの有無に関わらず、ともに楽しめるベタンク教室等を開催します。

オ 公園利用者等への普及啓発

県との共同による「ともに生きるかながわ憲章」の巡回パネル展の開催や、普及啓発ポスターの掲示を行いました。今後は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念も併せて障がいのある方への適切な配慮について普及啓発を図ります。

（５）神奈川県手話言語条例への対応

聴覚障がい者の方の安心安全な公園の利用環境を確保するために、意思疎通、情報取得のための重要な手段である手話を使いやすい環境づくりに努めます。

ア 具体的な取組

▶ 普及体制

グループ代表本部に、[REDACTED]

▶職員への教育、研修



▶利用環境の向上

- ・ [redacted] を受講した職員による窓口案内
- ・ [redacted]
- ・ 電話以外の問い合わせツール（ホームページ、メール、SNS、FAX）の用意

（6）社会貢献活動等、CSR の考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

ア 社会貢献活動等、CSR の考え方と実績

（ア）考え方

グループ代表では、CSR を「社会貢献活動」はもとより、「公益法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋げていくこと」と幅広く捉えています。このことは持続可能な社会を目指す SDGs の理念とも繋がるため、その取組に積極的にコミットしています。この目標を達成するため、公園管理運営事業や公益事業において幅広い活動を行っています。

グループ企業の事例として、サタカのタネグループは、CSR を「社業」や「社会貢献活動」を含め、企業が広く社会で果たすべき責任であると捉え、「種苗を通じた社会貢献」に取り組むとともに、種苗産業は自然環境や地域文化と強く結びついていることから、地域や自然環境への貢献、植物を愛する心を育む次世代への啓発活動等に積極的に取り組んでいます。

私たちグループは CSR について同様の考え方により実施しており、本公園の管理運営においてグループが一体となった社会貢献活動等、CSR に取り組みます。

(イ) 取組実績

▶グループ代表

公園管理運営事業等を通じた取組	公益事業等としての社会貢献
・地元企業への発注・物品調達、地域雇用、地元商工会、観光協会との連携、地域活性化イベント等による経済の地域循環 ・公園緑地に関する大学等の研究、教育の場の提供、幼稚園、学校等の校外学習への協力 ・企業の CSR 活動の支援 ・フォトコンテスト等による県立公園全体の PR、自然環境の保全等の普及啓発 ・グリーンアーカイブスでの公園緑地関係資料の保存・整理・閲覧 ・公園・緑地に携わる官民の関係者を対象に「都市公園における公民連携のあり方」講演会開催	・自治会、市民団体等の緑化活動を促進するため、公募による活動団体への花苗配布を実施（福祉施設が生産した花苗を調達し配布） ・県内の幼稚園、保育園に職員等を派遣し、野菜の栽培管理・指導等を通じた食育の普及啓発を実施 ・[] で「親子で学ぶ SDGs 入門」出張講座を開催 ・学校等への講師派遣による自然環境の保全等に関する普及啓発を実施 ・[] 参加し、市街地の緑化活動の一環として神奈川県庁にハンギングバスケットを展示 ・地域と連携した公園周辺道路等の清掃活動「ゴミゼロアクセス」を実施 ・遊休農地を借り上げ、県内の学校、商業施設等の緑化活動に活用される苗木を生産 ・東日本大震災、熊本地震被災地への寄付活動の促進([])

▶サカタのタネグループ

社業を通じての CSR	社会貢献活動等
・育種での貢献 ・環境浄化植物での環境への貢献（サンパチェンス開発等） ・緑化事業での貢献（屋上緑化、壁面緑化技術開発）	・地域社会への貢献（[] への協力） ・次世代への貢献（学校での事業、食育・花育） ・社会貢献団体への協力（骨髄バンク、ピンクリボン運動への寄付） ・地域緑化への貢献（本社公開空地） ・災害復興支援（希望のタネを撒こう）



「公民連携のあり方」講演会の開催【グループ代表】



県庁へのハンギングバスケットの展示【グループ代表】



次世代への貢献（学校での授業）【サカタのタネグループ】

イ SDGs(持続可能な開発目標 目標9(イノベーション)、11(都市)、15(陸上資源))への取組

グループ代表では、2017年12月のエコプロ2017への出展を契機に、いち早く公園の管理運営とSDGsの親和性に着目し、段階的に様々な取組を進めてきました。

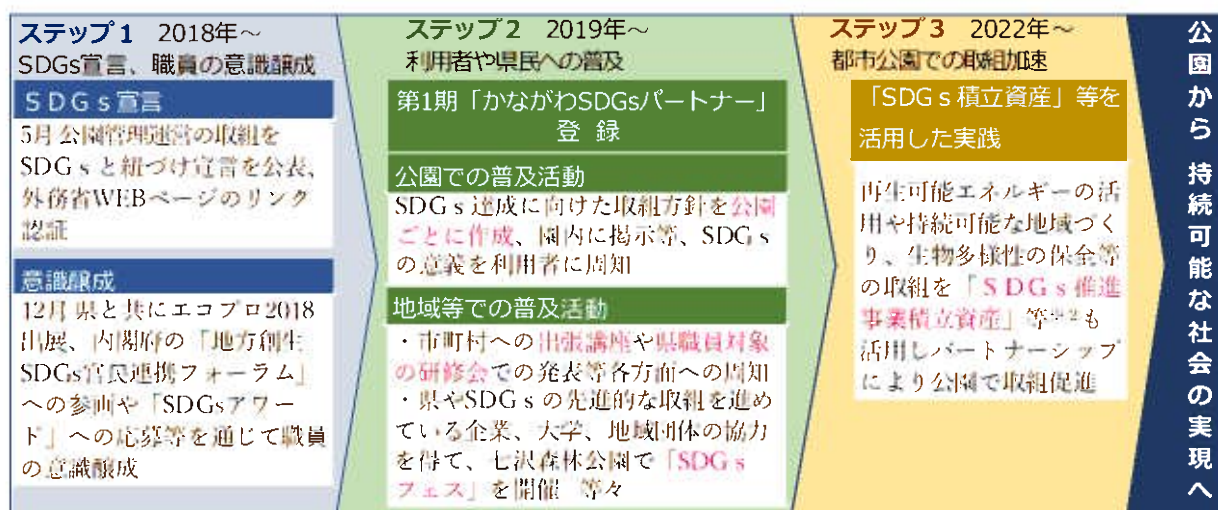
※1 東京ビッグサイトで開催される環境配慮サービス等に関する展示会



グループ代表のSDGs推進モデル「公園の都市インフラ機能」を「パートナーシップ」により強化し課題解決に取り組む



外務省HPリンクを承認されたジャパンロゴマーク



※2 グループ代表が、公園の管理運営でのSDGs推進に取り組むため、2017年度～2021年度に積み立て、2022年度以降の活動に充てる資金。SDGs推進事業積立資産（積立金46,350千円）は事業展開に、SDGs推進資産取得積立資産（13,300千円）は機器類の購入に充当

9 産業、インフラ 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

災害時の公園のポテンシャルの向上：大規模災害等を想定した防災機能向上、遊水地機能の確保と早期復旧

再生可能エネルギーの積極的な活用：再生可能エネルギーを活用した電力確保の促進、発生材の園内活用

11 持続可能な都市 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する

誰もが安全安心に楽しめる公園管理：障がい者、子育て世代、高齢者、外国人等への対応、地域と連携した事故防止のための取組

15 陸域生態系 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

生物多様性に配慮した維持管理：希少動植物の保護、外来種防除、公園の環境特性に合わせた生態系保全
環境教育の推進：観察会等の開催、市民団体等との連携・活動活性化

普及活動実績

「県土整備技術発表会」

当公園のSDGs達成に向けた取り組みを発表し、主催者からは、公園とSDGsとの関連性がわかりやすく、SDGsを普及させるための良い材料となると感じた旨の講評をいただいた。

地域と共に持続可能な社会を目指す公園管理
境川遊水地公園のSDGs達成に向けた取組



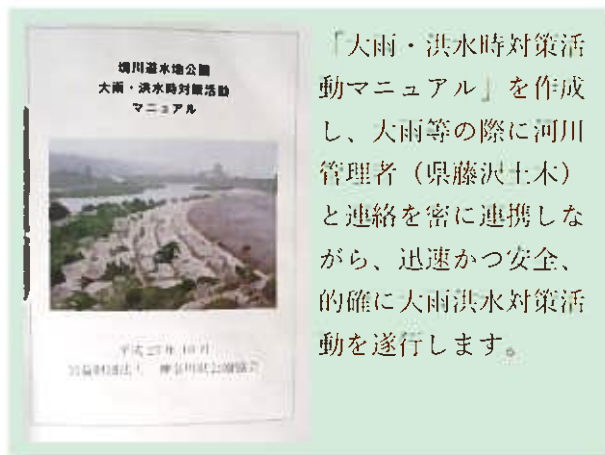
▶ 本公園での具体的な取組

●SDGs ゴール 11



ターゲット 11.5: 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす

- ・蓄積されたノウハウを生かし遊水地機能の確保と早期復旧を行います。



「大雨・洪水時対策活動マニュアル」を作成し、大雨等の際に河川管理者（県藤沢土木）と連絡を密に連携しながら、迅速かつ安全、的確に大雨洪水対策活動を遂行します。



【実績】ホームページの多言語表示等

- ・外国の方の利用に対応するため、ホームページの多言語表示を実施しています。（日本語、英語、中国語、韓国語）
- ・聴覚障害の方に対応するため、窓口コミュニケーションボードを備え付けています。



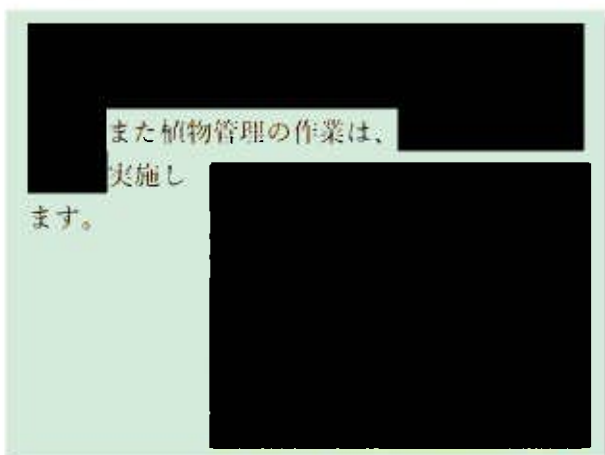
英語表示の公園ホームページ

●SDGs ゴール 15



ターゲット 15.5: 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる

- ・生物多様性の保全に配慮した管理を行います。



特定外来生物の [] の生息状況調査と駆除を実施するなど、水生生物のモニタリングを行いながら適切な管理を行います。



計画書 14 「事故・不祥事への対応・個人情報保護」

(1) 募集開始の日から起算して過去 3 年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

ア 募集開始の日から起算して過去 3 年間に重大な事故または不祥事の有無

なし

イ 事故等があった場合の再発防止策構築状況

事故等があった場合は、次のとおり迅速、的確に対応し、再発防止の徹底を図ります。

- ・グループ代表の [] に基づき、本公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、本部に報告するとともに全職員に周知
- ・重要な事故等については、グループ代表の [] に基づき、本部に「事故対策委員会」を設置し、事故等にかかる対応策、原因の究明、再発防止、職員に対する事故等の防止の啓発等について協議
- ・グループ代表の役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知・共有
- ・事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告（指定期間開始までに連絡網を県に報告）

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

ア 個人情報保護のための方針・体制

グループ代表では、公園利用者からの信頼を得るためには、利用者等の個人情報を適切に管理することが必要不可欠であるとの認識のもと、「個人情報保護方針」を公表し、公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）をはじめ諸規程を整備し、個人情報の適正な保護に取り組んでいます。

神奈川県公園協会個人情報保護方針（抜粋）

1. 法令・規範の遵守
 - ・個人情報の保護に関する法律及び協会個人情報保護規程などの法令・規範を遵守する。
2. 個人情報の適正な管理及び研修
 - ・職員から個人情報管理者を指名するとともに、公園ごとに個人情報責任者・取扱従事者を置き、必要かつ適正な措置を講ずる。
 - ・すべての職員に個人情報の取扱いについて研修を行う。
3. 個人情報の利用目的の範囲内での取得
 - ・個人情報の取得に当たっては利用目的を明らかにし、本人同意のもと必要な範囲で取得し、取得した個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用は行わない。
4. 個人情報の安全管理
 - ・取得した個人情報は、漏洩、滅失または毀損の防止など安全管理に必要な措置を講ずる。
5. 個人情報の第三者への提供
 - ・取得した個人情報の第三者への提供は、利用目的に従った範囲内で適正に行い、本人の承諾を得た場合及び法令による場合を除き個人情報を第三者に提供しない。
6. 個人データの開示及び消去等
 - ・保有する個人データについて、本人から開示、訂正、利用停止等の申し出があった場合は適正に対応し、保有の必要性がなくなった個人データは速やかに消去・廃棄する。
7. 相談窓口の設置

▶個人情報保護のための組織体制

グループ代表では、「個人情報保護規程」に定められた内容の実効性を確保するため、事務局長を個人情報管理者に指名し、協会が保有する個人情報に関する規定等の整備や研修の実施など必要な措置を講ずることとしています。

また、公園で管理する個人情報を適正に管理するため、園長を業務にかかる個人情報取扱責任者として、公園職員のうち実際に個人情報を取り扱う職員を個人情報取扱従事者に指定することにより、個人情報の管理責任を明確化し、個人情報保護に取り組んでいます。

グループ代表における個人情報保護に関する組織体制

理事長―事務局長（個人情報管理者：個人情報の規定の整備、研修の実施、個人データの取扱状況の点検・監査）

└個人情報取扱責任者（園長を公園における取扱責任者として指定）

└個人情報取扱従事者（公園職員のうち個人情報を取り扱う者を指定）

※個人情報の取扱いに関する相談窓口を総務企画課に設置

▶個人情報保護のための諸規程の整備

グループ代表では、個人情報の保護に関する法律及び指定管理者と県が締結する基本協定に基づき、個人情報保護規程を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱事項を定めるなど、個人情報保護に関する諸規程を整備しています。

マイナンバー制度にかかる役職員及び外部講師等の特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱」を定め、指定された職員が専用機器においてデータ管理を行うなど、厳重に管理しています。

個人情報に関する規程

- ・個人情報保護方針
- ・公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程
- ・協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱
- ・ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

なお、グループ代表のホームページにおいて、個人情報保護方針、個人情報保護規程、特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱を公表しています。

イ 職員に対する教育・研修体制

ウ 個人情報の取扱いの状況

▶厳格な取扱いの徹底

個人情報等の情報管理に関するチェックリスト等に基づき、厳格な管理を行います。

- ・個人情報に係る資料、個人データの漏洩、盗難防止のため、金庫、鍵付き書庫等で厳重に管理

- ・ 不用となった個人情報については、紙媒体はシュレッダー、電子媒体は外部メディアの物理的破壊等による復元不可能な状態での確実な削除・廃棄
- ・ イベントの写真撮影時等における個人が特定されないよう配慮の徹底
- ・ 特定個人情報を扱う機器の特定及び作業場所の限定の徹底

▶ 個人情報の漏えいが発生した場合の対応

公園で個人情報の漏えいが発生した場合、速やかに個人情報管理者に報告し、個人情報管理者は対象となる方々や関係機関に報告し、二次漏えいの防止措置を講じます。また、速やかに再発防止策を検討し必要な対策を講じます。

▶ 電子データの取扱いに関するセキュリティ強化

- ・ 不要になったパソコンやサーバー等を廃棄処理する場合は、「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づき、内蔵ハードディスクの物理的破壊による確実なデータ消去
- ・ 廃棄物業者に委託する場合、職員立ち合いのもと専用機器を用いたハードディスクの物理的破壊及びデータ復元不可能状態の確認の徹底。マニフェストに基づく産廃処理の確認
- ・ 県主催「サイバーセキュリティセミナー」の受講や、専門業者への日常的な相談等による積極的な最新セキュリティ対策の情報収集
- ・ ウイルス感染や不正アクセス等に備え、被害拡大防止と速やかな復旧を図るため「対応マニュアル」や体制整備
- ・ 第三者の専門機関による情報システムの安全性の確認履行済み

▶ ソーシャルメディア利用での対応

情報発信にあたりソーシャルメディアの重要性が増すなか、拡散性、双方向性等の特性から個人情報保護への配慮について必要な取り組みを進めています。

- ・ グループ代表「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づく個人情報の適切な取り扱い
- ・ 本グループがソーシャルメディア上に個人情報を書き込む場合は事前の本人同意を徹底
- ・ 投稿者（本グループ以外）が投稿者自身以外の個人情報を書き込んだ場合、協会の権限の範囲内において他人の個人情報記載を控える旨の注意喚起や投稿を削除

▶ 情報公開への対応

文書等の情報公開の申し出があった場合は、グループ代表の「情報公開規程」の定めにより、公開の申出に係る文書等に、特定の個人が峻別され、若しくは峻別され得るもの又は特定の個人を峻別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れのあるものは、公開しないこととしています。